

ながのはら なんでも のこと Book

長野原町ガイドブック 2024



長野原町ガイド	2
いざというとき	20
届出・印鑑登録・証明	22
税金	25
保険・年金	28
介護・福祉	30
健康医療	38
子育て・教育	40
生活・環境	47
農林業	56
議会・選挙・広報・町民相談	57
公共施設	58
公共交通	60
生活ガイド	62

長野原町ガイドブック
パソコンやスマートフォンでも
本誌をご覧いただけます。



ながのはら なんでものこと Book

長野原町ガイド 2

町の紹介 2

ながのはら ten

— 長野原町の10エリア 3

長野原町ってこんなまち 4

長野原町バス路線図 6

引っ越ししてきたらこれをしよう 7

川原畑 8

川原湯 9

横壁 10

林 11

長野原 12

大津 13

羽根尾 14

与喜屋 15

応桑 16

北軽井沢 17

ライフサイクル INDEX 18

いざというとき 20

長野原町総合防災ハザードマップ 20

長野原町防災行政無線 20

メール配信サービス 20

災害時の情報収集 21

災害用伝言ダイヤル 21

吾妻郡消費生活センター 21

届出・印鑑登録・証明 22

届出 22

印鑑登録 23

パスポート 23

マイナンバー制度 23

各種証明書発行（手数料） 24

税金 25

個人町民税 25

法人町民税 25

固定資産税 25

納税方法と納期 26

国民健康保険税 27

軽自動車税（種別割） 27

保険・年金 28

国民健康保険 28

葬祭費 28

高額療養費 29

出産育児一時金 29

人間ドック補助制度 29

国民年金 29

子育て支援拠点「ここはぴ」 42

チャイルドシート貸出事業 42

児童手当 42

子どもの予防接種 43

こども園の入園 44

こども館 44

一時保育 44

保育料について

(第3子以降3才未満児補助金と子育てのための施設等利用給付補助金を含む)

..... 44

就学時健診 44

入学記念品贈呈事業 45

入学準備記念品贈呈事業 45

児童扶養手当 45

特別児童扶養手当 45

高齢者並びに障害者温泉入浴事業 30

母子・父子家庭入学児童記念品贈呈事業

..... 45

高齢者等配食サービス事業 30

福祉医療 30

遠距離通学費補助制度 45

就学援助費 45

難聴児補聴器購入支援事業補助制度 31

各種手続き 45

長野原高等学校活性化支援事業 45

学校開放事業 46

水泳教室 46

プール一般開放事業（遊泳） 46

特定不妊治療費助成事業 46

生活・環境 47

町営住宅 47

上水道 48

下水道 50

犬及び猫避妊手術等補助制度 50

緊急通報装置システム貸出事業 50

生ごみ処理機等購入補助制度 50

自動車誤発進防止装置設置費補助制度 51

高齢者運転免許証自主返納支援事業 51

まちづくり活性化補助金交付制度 51

住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助制度

..... 51

住宅改修等助成金交付制度 52

移住者等向け住宅改修等助成金交付制度 52

都市計画、開発 52

景観 52

家財等処分費助成金交付制度 52

移住支援金支給事業 52

空き家バンク事業 53

起業支援事業補助金交付制度 53

特殊詐欺対策電話機等購入費補助制度 53

子育て世代包括支援センター 40

飼い犬に関する手続き 53

狂犬病予防注射 53

家庭ごみの出し方について 54

医療機関リスト 55

農林業 56

農地中間管理事業 56

農地の売買・賃借・転用 56

農業者年金制度 56

狩猟免許取得啓発事業 56

電気牧柵等購入費補助制度 56

森林の伐採届 56

森林の土地の所有者届 56

6次産業化等促進支援事業補助制度 56

林業従事者育成補助制度 56

議会・選挙・広報・町民相談 57

議会のしくみ 57

議会の傍聴 57

議会だより及び会議録 57

請願・陳情 57

行政相談 57

広報ながのはら 57

公共施設 58

長野原町図書室 58

@長野原（長野原町住民総合センター） 58

長野原町総合運動場（若人の館（体育館）） 58

町民広場 58

川原畑グラウンド・ゴルフ場 58

やんば天明泥流ミュージアム 58

北軽井沢ミュージックホール 59

長野原町へき地診療所 59

給食センター 59

クラインガルテンやんば 59

長野原草津口駅前駐車場 59

公共交通 60

福祉バス 60

タクシー利用助成事業 60

外出支援バス 61

タクシー会社 61

生活ガイド 62

長野原町社会福祉協議会案内 62

長野原町商工会案内 63

公共的な施設 問い合わせ先 64

ライフサイクル INDEX

誕生から老後まで

届け出から各種登録

p.18

町長
萩原 瞳男



No	補助金または助成金事業の名称	問い合わせ先	電話番号	ページ
1	紙おむつ等給付事業	町民生活課 福祉係	82-2246	30
2		社会福祉協議会	82-4487	
3	高齢者並びに障害者温泉入浴事業	町民生活課 福祉係	82-2246	31
4				
5	じん臓機能障害者通院交通費補助制度	保健センター	82-2422	33
6	骨髄移植ドナー助成事業		82-2246	39
7	予防接種（インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、風しん、帯状疱疹）	保健センター	82-2422	40
8	妊婦歯科検診助成事業		82-2422	
9	妊婦健康診査助成事業	教育課 学校教育係	82-2029	45
10	遠距離通学費補助制度		82-2244	
11	就学援助費	保健センター	82-2422	46
12	長野原高等学校活性化支援事業		82-2246	
13	特定不妊治療費助成事業	保健センター	82-2422	46
14	犬及び猫避妊手術等補助制度	町民生活課 衛生係	82-2246	50
15	生ごみ処理機等購入補助制度		82-2246	
16	自動車誤発進防止装置設置費補助制度	総務課 総務係	82-2244	51
17	高齢者運転免許証自主返納支援事業		82-2244	
18	住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助制度	町民生活課 衛生係	82-2246	52
19	住宅改修等助成金交付制度	建設課	82-3010	53
20	移住者等向け住宅改修等助成金交付制度	未来ビジョン推進課 水源地域振興係	82-2229	
21	家財等処分費助成金交付制度		82-2229	
22	移住支援金支給事業	未来ビジョン推進課 観光商工係	82-3013	53
23	起業支援事業補助金交付制度		82-3013	
24	特殊詐欺対策電話機等購入費補助制度	町民生活課 福祉係	82-2246	56
25	電気牧柵等購入費補助制度	農林課	82-3035	

はじめまして、長野原町です。

群馬県の北西部に位置しています。東は東吾妻町と高崎市、西は嬬恋村、南は長野県軽井沢町、北は草津町と中之条町に接しています。町土の約80%が山林原野です。

南北に細長い地形が特徴で、高低差は約600メートルほどあります。町の北部は、吾妻川に沿って集落が立ち並ぶ標高510～830メートルの山岳傾斜地帯です。山が近くまで迫り、平らな土地はありませんが、吾妻川が東西方向に流れ、美しい渓谷を形成し、うるおい豊かな水辺空間に恵まれています。町の南部は、浅間山の北麓に広がる標高900～1,300メートルの浅間高原地帯です。夏の平均気温は20°Cで、古くから別荘地・高原リゾート地として知られています。冬の平均気温はマイナス6°Cで、最低気温はマイナス20°Cまで下がることもあります。

実は、農業も盛んです。地域特性を生かした特色ある農業が進められていて、長野原町マスコットキャラクター「にゃがのはら」の帽子に描かれている、キャベツやとうもろこし、トマトなどの高原野菜は、とてもおいしいと評判です。

本ガイドブックには、長野原町で暮らすために必要な情報を盛り込みました。

「ながのはらのこと なんでも Book」をどんどん活用してください。

長野原町民憲章（昭和54年10月18日制定）

長野原町は、美しい自然と豊かな風土に恵まれ、輝かしい歴史と伝統を受け継いで、今やめざましい発展を遂げようとしています。

私たちは、この喜びと誇りをもって、町の発展と心豊かな生活の向上を願い、ここに町民の信条とするため憲章を定めます。

- 1 私たちはお互いに力を合わせ 住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 私たちは花や鳥を愛し 恵まれた自然を守りましょう。
- 1 私たちは健康で勤労を尊び 豊かな家庭を築きましょう。
- 1 私たちは教養を高め 香りたかい文化を守り育てましょう。
- 1 私たちは老人を敬い 希望に満ちた青少年の育成につとめましょう。



総人口 5191 人

男性 2630 人 女性 2561 人

世帯数 2599 世帯

町の木

からまつ



町章



町の花

むらさきつづじ



町の鳥

やまとり



にゃがのはら



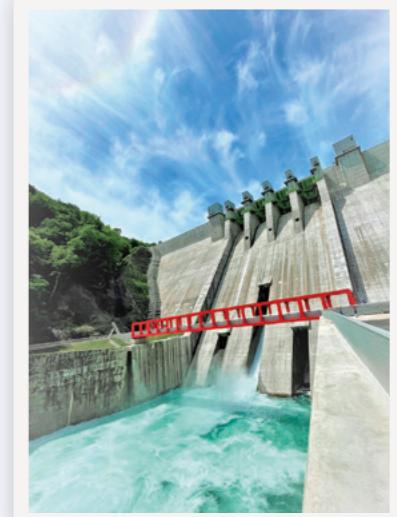
Profile

- たんじょうび 1月20日
- せいべつ なし
- ねんれい にやにや歳(7歳という意味らしい)
- せいかく マイペース、人なつっこい
- とくぎ 長野原音頭、マラソン
- すきなこと 町の自然を観賞すること、温泉めぐり、お昼寝
- すきなたべもの 高原野菜、北軽井沢産の乳製品
- くちぐせ 「な」を「にや」と発音すること※固有名詞を除く

町の自然と文化が好きで、町の魅力を発信するために活動する元気いっぱいなネコちゃん。お気に入りの帽子とふんどしを身に付け、今日もマイペースに活動するよ！

ながのはらten

長野原町の10エリア



長野原町NAGANOHARA MACHI

NAGANOHARA MACH

中之条町



長野原町バス路線図

長野原町バス一覧

① 草軽交通

(県境~西吾妻福祉病院が町内)
※(1)軽井沢~草津、(2)北軽井沢~長野原
草津口の2路線がある

草軽交通(株) 本社
☎ 0267-42-2441



② JRバス関東

長野原草津口-草津温泉
(長野原草津口~洞口が町内)

JRバス関東(株) 長野原支店
☎ 0279-82-2028



③ JRバス関東 高速路線バス

草津温泉-新宿バスタ湯めぐり号
(長野原草津口・JRバス長野原支店前・川
原湯温泉のみ町内)

JRバス関東(株) 長野原支店
☎ 0279-82-2028



④ 六合村地区路線バス

「ローズクイーン」
長野原町-野反湖
(※長野原町・須川橋・貝瀬のみ町内)

ローズクイーン交通株式会社
☎ 0279-26-3171



⑤ 東急バス 高速バス

(北軽井沢のみ町内)
二子玉川・渋谷・中野坂上-軽井沢・北
軽井沢・草津温泉

上田バス株式会社 本社営業所
☎ 0268-34-6602



⑥ Dtsクリエーション・高速バス

「Dts line ハッ場・草津温泉号」
(道の駅ハッ場ふるさと館のみ町内)
東京・大崎・池袋-草津

ドリームツーリストサービス
☎ 027-230-1767



引っ越してきたらこれをしよう

長野原町窓口で行うこと

- ✓ 住所変更届、その他行政手続きをする【町民生活課】
- ✓ 暮らしのガイドブック＆観光ガイドブックをもらう【町民生活課】
- ✓ ごみの出し方について聞く【町民生活課】
- ✓ 防災無線の設置案内を受ける【総務課】
- ✓ 自分の属する区の事務所、または区長さんの連絡先を聞く【総務課】

長野原町には行政のお手伝いをするために「区」という自治組織があります。

長野原町に住むと、いずれかの区に属することになります。

区ごとにルールや「区費」という負担金がありますので、まず区長さんか、区の事務所に行って説明を聞くことが必要です。

区の事務所(区長さん)から教えてもらうこと

- ✓ ゴミの収集場所について
- ✓ となり組について
- ✓ 区費について
- ✓ 消防活動について
- ✓ イベント・行事について

【となり組とは?】

各地域で近所の人とグループで活動します。回覧板のやりとり、「おでんま」と呼ばれる道路清掃などの奉仕活動、寄付等を共同で行う場合があります。

【区費とは?】

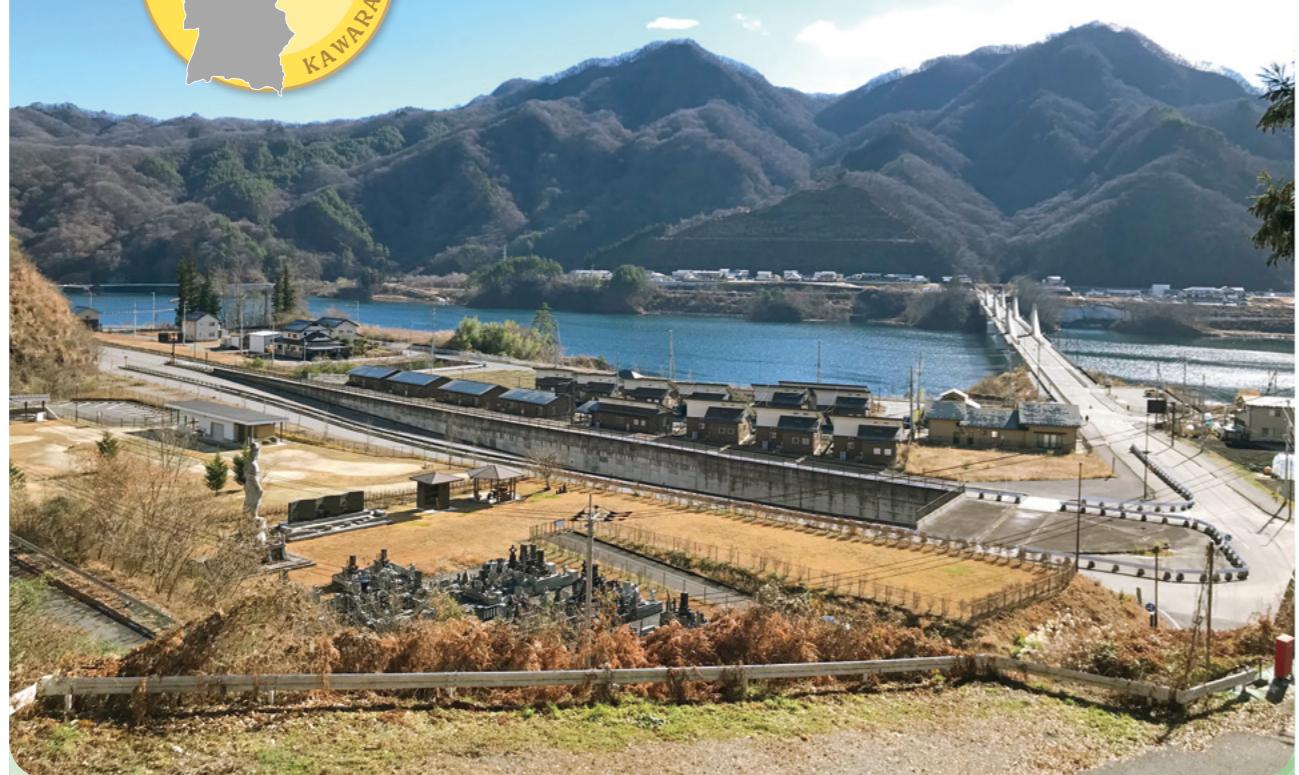
所属する区が集める共同資金で、事務・会議費、住民センターや街灯の修繕費、防火活動費用などに使われます。※各区によって金額が違います。

【消防活動とは?】

志願した住民による消防団員がいち早く地域からかけつけ消防署の活動をフォローする活動です。運営については区費や消防協力費という形で区民が負担しています。



かわらはた 川原畠



三ツ堂より

八ッ場ダムに一番近い町の玄関的エリア。農地付き賃借住宅のクラインガルテンがあり、住民との交流が盛んです。温井沢桜公園、八ッ場沢自然公園など大きな公園があります。高台にある三ツ堂では、お盆の送り火行事の百八灯が行われます。



.....住民センター・区の事務所.....

住民センター 川原畠住民センター

住 所：川原畠566-1

問 合 せ：82-2244(長野原町役場 総務課)

区の事務所

住 所：なし

問 合 せ：82-2244(長野原町役場 総務課)

川原畠地区のDATA

標 高：598m 世 帯 数：21世帯

面 積：4.5km² 人 口：49人

(令和6年9月末時点)

歳時記

- 1月 ……鳥追い祭
(川原畠・長野原)
- 4月 ……川原畠諏訪神社春季大祭
- 8月 ……川原畠百八灯
- 9月 ……川原畠諏訪神社秋季大祭



.....公共的な施設.....

- 川原畠グラウンド・ゴルフ場 …… [P58]
- 温井沢桜公園 …… [P64]
- 八ッ場沢自然公園 …… [P64]
- クラインガルテンやんば …… [P59]
- なるほど！やんば資料館 …… [P64]
- 八ッ場ダム …… [P64]
- やんば茶屋（地域振興施設） …… [P64]

川原湯



湯かけ祭り（川原湯温泉湯かけ広場）

800年前に源頼朝によって発見された川原湯温泉。現在6件の旅館、2つの日帰り温泉があります。毎年1月大寒には天下の奇祭、湯かけ祭りが行われます。川原湯温泉あそびの基地NOAでは、手ぶらでBBQやウォータースポーツが楽しめます。



.....住民センター・区の事務所.....

住民センター 川原湯王湯

住 所：川原湯491-6

問 合 せ：83-2591 (川原湯温泉協会)

区の事務所 消防コミュニティ敷地内(川原湯温泉協会)

住 所：川原湯454-45

問 合 せ：83-2591

川原湯地区のDATA

標 高：606m 世 帯 数：64世帯

面 積：6.2km² 人 口：139人

(令和6年9月末時点)

.....公共的な施設.....

- 川原湯温泉 共同浴場 王湯 …… [P64]
- 川原湯駐在所 …… [P64]
- JR吾妻線 川原湯温泉駅 …… [P64]
- 川原湯簡易郵便局 …… [P64]
- 川原湯温泉あそびの基地NOA
(地域振興施設) …… [P64]

歳時記

- 1月 ……川原湯温泉湯かけ祭り
(午前5時～)
川原湯不動堂初不動
- 2月 ……川原湯稻荷様祭り
- 4月 ……川原湯神社春祭り
- 8月 ……川原湯神社宵祭り
川原湯神社夏祭り
- 9月 ……不動尊秋祭り





よこかべ 横壁



丸岩下に広がる集落

円 筒形の岩山「丸岩」があり、天狗様の昔話が残っています。八ッ場湖の駅丸岩の建物の外観は、旧長野原町役場庁舎を再現しています。令和4年は日向坂48のMVが撮影され、聖地となり若者が多く訪れています。八ッ場屋内運動場は天候に左右されることなくスポーツを楽しむことができます。



.....住民センター・区の事務所.....

住民センター 横壁住民センター

住 所：横壁537-17

問 合 せ：82-2244（長野原町役場 総務課）

区の事務所

住 所：なし

問 合 せ：82-2244（長野原町役場 総務課）

歳時記

4月 横壁諏訪神社春祭り
勝沼稻荷神社例祭
お天狗さん例祭
9月 横壁諏訪神社秋祭り
勢至・観音菩薩例祭



横壁地区のDATA

標 高：597m

面 積：8.1km²

世 帯 数：39世帯

人 口：72人

（令和6年9月末時点）

.....公共的な施設.....

- 八ッ場湖の駅丸岩（地域振興施設）... [P64]
- 八ッ場屋内運動場（地域振興施設）... [P64]

はやし 林



だんご相撲（王城山神社）

群 馬百名山の王城山があります。王城山神社や滝沢観音石仏群など、歴史がそのまま残っているかのようなエリアです。地元の人が大切に守っているカタクリの群生地や、やんば天明泥流ミュージアムがあります。八ッ場林ふるさと公園は大きな滑り台がある人気のスポットです。道の駅八ッ場ふるさと館は、一年中観光客で賑わっています。



.....住民センター・区の事務所.....

住民センター 林住民センター

住 所：林569-1

問 合 せ：82-2244（長野原町役場 総務課）

区の事務所

住 所：なし

問 合 せ：82-2244（長野原町役場 総務課）

林地区のDATA

標 高：624m

面 積：7.2km²

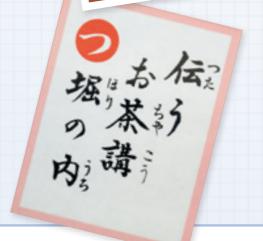
世 帯 数：93世帯

人 口：209人



歳時記

1月 王城山神社元旦祭
お茶講
御塚不動ごもり
2月 王城山神社祈年祭（婦人のお祭り）
4月 かたくり祭り
5月 王城山神社春祭り神楽
7月 王城山神社水無月祓い
8月 王城山奥宮祭（午前6時～）
王城山神社だんご相撲夏祭り
11月 王城山神社新嘗祭
12月 王城山神社大祓い



.....公共的な施設.....

- やんば天明泥流ミュージアム [P58]
- 八ッ場林ふるさと公園 [P64]
- 道の駅八ッ場ふるさと館（地域振興施設）... [P64]

ながのはら 長野原



長野原町役場や住民総合センターがあります。昔は、主要な街道が交わり宿場町的な場所でした。金融機関や商店が揃う町の中心エリアです。JR吾妻線の「長野原草津口」駅があり、草津町や中之条町六合地区への玄関となっています。



住民センター・区の事務所

住民センター 長野原住民センター

住 所：長野原239-2

問 合 せ：82-2386 (長野原区事務所)

区の事務所

上記と同じ

長野原地区のDATA

標 高：601m 世 帯 数：252世帯

面 積：9.8km² 人 口：543人

(令和6年9月末時点)

公共的な施設

- 長野原町役場 [P19]
- @長野原(長野原町住民総合センター) ... [P58]
- 長野原町図書室 [P58]
- 町民広場 [P58]
- 長野原町商工会 [P63]
- 長野原町立 長野原中学校 [P64]
- JR吾妻線 長野原草津口駅 [P64]
- 長野原郵便局 [P64]
- 長野原・草津・六合ステーション
(地域振興施設) [P64]
- 長生病院 [P55]

歳時記

1月	鳥追い祭(川原畑・長野原)
2月	長野原諏訪神社大明神例祭 長野原古城跡稲荷神社初午祭
4月	雲林寺大般若 天狗岩神社春祭 薬師堂春祭り 伴僧坊春祭り 白馬観音堂春祭り 長野原諏訪神社宵祭り 長野原諏訪神社春祭り
5月	貝瀬薬師堂春祭り 不動尊春祭り
7月	長野原諏訪神社八坂大明神社 例祭
8月	天明三年大噴火供養 雲林寺施餓鬼
9月	長野原諏訪神社秋祭り 長野原古城跡稲荷神社例祭
10月	天狗岩神社秋祭り 地蔵菩薩秋祭り
11月	不動尊秋祭り 伴僧坊秋祭り
12月	薬師堂秋祭り 白馬観音堂秋祭り 長野原諏訪神社新嘗祭 長野原諏訪神社大祓祭

ショッピングセンター



医療拠点となる西吾妻福祉病院の他、スーパー・ホームセンターがあります。飲食店が集まっています。約4500年前の遺跡の勘場木石器時代住居跡や、犬塚跡碑、防空監視哨跡などがあります。



住民センター・区の事務所

住民センター 大津多目的集会施設

住 所：大津244-2

問 合 せ：83-7125 (大津区事務所)

区の事務所

上記と同じ

大津地区のDATA

標 高：889m 世 帯 数：398世帯

面 積：7.7km² 人 口：821人

(令和6年9月末時点)

歳時記

1月	大津神明神社元旦祭 草木原觀音堂祭り
2月	草木原觀音堂祭り
3月	立石琴平神社春祭り 草木原觀音堂祭り
4月	洞口不動尊春祭り 坪井薬師堂祭り 釧氏神社春祭 大津神明神社春祭り
5月	草木原觀音堂祭り
6月	草木原觀音堂祭り
7月	草木原觀音堂祭り
8月	草木原觀音堂祭り
9月	釧氏神社秋祭り 草木原觀音堂祭り 大津神明神社秋祭り

公共的な施設

- 長野原町立 中央小学校 [P64]
- 長野原町立 中央こども園 [P64]
- 長野原警察署 [P64]
- JR吾妻線 群馬大津駅 [P64]
- 西吾妻福祉病院 [P55]
- 櫻井医院 [P55]



信州街道の宿場町として賑わった狩宿宿にある、旧狩宿茶屋本陣は国の登録有形文化財です。狩宿の由来は、源頼朝が狩の本陣を置いたことからきています。高原野菜の産地で農業が盛んです。とても穏やかな集落で、最近は移住者が増えました。



応桑のキャラヅム

浅間家畜育成牧場(浅間牧場)と浅間山

集会所・区の事務所

住民センター 応桑多目的集会施設
住 所：応桑271-6
問 合 せ：85-2821(応桑区事務所)

区の事務所
上記と同じ

歳時記

4月 …… 小代諏訪神社春祭り
小宿神明宮神社春祭り
吾妻三峰神社春祭り
田通伏見稻荷神社春祭り
狩宿神社春祭り
新田諏訪神社春祭り
5月 …… 常林寺大般若
8月 …… 常林寺施餓鬼
12月 …… 応桑諏訪神社大祓式

9月 …… 小宿神明宮神社秋祭り
吾妻三峰神社秋祭り
小代諏訪神社秋祭り
新田諏訪神社秋祭り
狩宿神社秋祭り
田通伏見稻荷神社秋祭り
12月 …… 応桑諏訪神社大祓式

応桑地区のDATA

標 高：954m 世 帯 数：468世帯
面 積：28.7km² 人 口：917人
(令和6年9月末時点)

公共的な施設

- 長野原町へき地診療所 [P59]
- 長野原町立 浅間小学校 [P64]
- 長野原町立 応桑こども園 [P64]
- 応桑郵便局 [P64]
- 西吾妻自動車教習所 [P64]



浅間山北麓に広がる浅間高原地帯で、別荘地が多くあります。高原野菜農業や酪農が盛ん。浅間牧場や浅間大滝、浅間山北麓ビジターセンターでは自然を満喫。草軽鉄道の旧北軽井沢駅舎は国の登録有形文化財となっています。夏は避暑地で過ごしやすいですが、冬はマイナス10℃以下になります。移住者が多く住んでいます。



住民センター・区の事務所

住民センター 北軽井沢住民センター
住 所：北軽井沢1988-775
問 合 せ：84-3004(北軽井沢区事務所)

区の事務所
上記と同じ

歳時記

2月 …… 北軽井沢炎のまつり
3月 …… 桜岩地蔵尊春祭り
4月 …… 牧宮神社春祭り
5月 …… 栗平浅間神社春祭り
8月 …… 北軽井沢高原まつり
栗平浅間神社秋祭り
9月 …… 桜岩地蔵尊秋祭り
牧宮神社秋祭り

北軽井沢地区のDATA

標 高：1039m 世 帯 数：872世帯
面 積：46.6km² 人 口：1636人
(令和6年9月末時点)

公共的な施設

- 北軽井沢ミュージックホール [P59]
- 長野原町立 北軽井沢小学校(令和6年3月まで) [P64]
- 北軽井沢駐在所 [P64]
- 北軽井沢郵便局 [P64]
- 浅間山北麓ビジターセンター [P64]
- 浅間家畜育成牧場 [P64]
- 北軽井沢観光協会 [P64]
- 旧草軽電鉄北軽井沢駅舎 [P64]

ライフサイクル INDEX

緊急時

いざというとき p.20



●出生届 p.22

●国民健康保険 p.28

●母子健康手帳 p.40

●妊産婦健康診査 p.40

●出産奨励手当支給事業 p.41



育児

●子育て世代包括支援センター p.40

●児童手当 p.42

●各種予防接種 p.43

●こども園 p.44



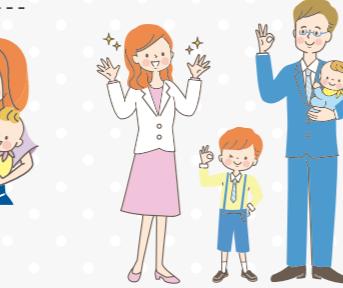
教育

●こども館 p.44

●就学援助費 p.45

●児童扶養手当 p.45

●こども園 p.44



成人

●国民健康保険 p.28

●健康医療 p.38

●婚姻届 p.22

●戸籍届出 p.22

●住民登録 p.22



結婚

●税金 p.25

●上下水道 p.48

●ごみの出し方 p.54

●公共施設 p.58

●公共交通 p.60

暮らし

●国民年金 p.29

●高齢者福祉 p.30

●介護保険 p.36

●健康医療 p.38

●自動車誤発進防止装置設置費補助制度 p.51



老後

●高齢者運転免許証自主返納支援事業 p.51



誕生

育児

教育

成人

結婚

暮らし

老後

戸籍の届け出・各種登録

○赤ちゃんが生まれたら

出生届 p.22

(生まれた日から14日以内に届け出)

○必要な時

印鑑登録 p.23

○結婚するとき

婚姻届 p.22

(届け出た日から効力)

○家族が亡くなったとき

死亡届 p.22

(死亡の事実を知った日から7日以内に届け出)

引っ越しに関する届け出

○引っ越ししてきたとき

転入届 p.22

(住み始めた日から14日以内に届け出)

○町外へ引っ越しとき

転出届 p.22

(引っ越しする前に届け出)

○町内で新しい住所に引っ越ししたとき

転居届 p.22

(住み始めた日から14日以内に届け出)

町の補助金を活用したい。

長野原町に移住したい、住むところを探している。

長野原町に移

いざというとき

!

いざというとき

長野原町総合防災ハザードマップ

令和3年3月に改めて群馬県による土砂災害警戒区域等の指定が行われました。町では、その結果に基づき、令和4年1月に「長野原町総合防災ハザードマップ」(令和4年1月発行)を作成しました。火山や台風、大雨等に備えて、住んでいる地区のどこに警戒区域があるのか、避難所はどこかなど事前に確認しておきましょう。



長野原町防災行政無線

自然災害発生時に、町から情報を屋外放送ですばやくお知らせします。

メール配信サービス

防災無線で放送する町からのお知らせ等をメールでお伝えします。事前登録は、二次元バーコードから空メールを送り、案内に従って登録してください。

登録料・情報料は無料、パケット通信料は利用者負担です。



災害時の情報収集

● 吾妻広域消防本部 火災テレホンサービス

☎ 0180-99-2229

吾妻広域消防本部の管轄している地域で火災が発生している場合に、どこで火災が発生しているか、音声合成によりお知らせするテレホンサービスです。

● 救急病院等案内テレホンサービス

☎ 0279-68-2399

吾妻広域消防東部消防署通信室内

※このサービスは、そのときに診療が可能な医療機関を案内するもので、病気の診断・治療を目的としたものではありません。

● 国土交通省 防災情報提供センター

<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>



● 国土交通省川の防災情報

<https://www.river.go.jp/index>



● 気象庁 気象情報

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



災害用伝言ダイヤル

● NTT の災害用伝言ダイヤル (171)

171をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

● 携帯電話の「災害用伝言版」サービス

携帯電話各社のトップメニューから「災害用伝言版」を開き、ガイダンスに従ってください。

吾妻郡消費生活センター

吾妻郡消費生活センターは、吾妻郡の消費者被害防止とトラブル解決を図るために、吾妻郡内6町村と連携して吾妻広域町村圏振興整備組合が開設しました。

出前講座や出張相談会の開催、被害防止のための各種情報提供を行い消費者被害防止に努めています。

○相談に応じられるケース

- ・悪質商法による被害、訪問販売、通信販売等における事業者とのトラブル
- ・インターネット、携帯電話によるトラブル
- ・産地の偽装、虚偽の広告など不適切な表示に伴う事業者とのトラブル
- ・安全性を欠く製品やエステティックサービスによる身体への被害
- ・消費者金融などへの返済で困っているなど

○相談方法

相談専用電話 ☎ 0279-75-1166

来所相談 (予約も可)

○相談時間

月曜～金曜 8:30～12:00、13:00～16:00

※祝日、年末年始の休暇を除く

○場所

377-0425 群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条 135
バイテック文化ホール2階 吾妻広域町村圏振興整備組合内

☎ 0279-75-1166

届出・印鑑登録・証明

届出

町民生活課 住民係 ☎82-2245

戸籍の届出

◆出生届◆ 生まれた日を含め14日以内

届出人	生まれた子の父または母 父母が婚姻していないときは母
お持ちいただぐもの	<ul style="list-style-type: none"> ●出生届書 記入の際は楷書で丁寧にお願いします。 ●出生証明書 出生届書の右側に病院などで証明してくれます。 ●届出人の印鑑 届書に押印したものと同じものをお持ちください。 ●母子手帳 ●健康保険証 ●振込先のわかる通帳など

◆婚姻届◆ 届出することによって効力を生じる

届出人	婚姻する夫及び妻
お持ちいただぐもの	<ul style="list-style-type: none"> ●婚姻届書 記入の際は楷書で丁寧にお願いします。また、証人欄への署名押印もお願いします。 ●身分証明書 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど ●婚姻する夫及び妻それぞれの印鑑

◆死亡届◆ 死亡の事実を知った日から7日以内

届出人	同居の親族や同居していない親族、同居者など なるべく死亡した人の配偶者や子供、親などの近親者をお願いします。
お持ちいただぐもの	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡届書 記入の際は楷書で丁寧にお願いします。 ●死亡診断書または検査書 死亡届書の右側に病院などで証明してくれます。 ●届出人の印鑑 死亡届書に押印したものと同じものをお持ちください。

※吾妻郡東部火葬場、西部火葬場をご利用の場合は、死亡届提出時に使用料金の納付があります。

住民登録の届出

◆転入届◆ 住み始めた日から14日以内

届出人	本人または同一世帯の方
お持ちいただぐもの	<ul style="list-style-type: none"> ●転出先より交付の「転出証明書」 ●転入される方全員のマイナンバーカード ●届け出る方の身分証明書 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど ●届け出る方の印鑑 ●同一世帯員以外の方が届け出る場合は委任状が必要 ●年金手帳、保険証、障害者手帳、その他転出先で交付されたものがありましたらお持ちください。 ●国外転入の方はパスポート、戸籍抄本と戸籍附票 町に本籍のある方は戸籍抄本と附票は必要ありません。

◆転出届◆ 引っ越しする前

届出人	本人または同一世帯の方
お持ちいただぐもの	<ul style="list-style-type: none"> ●届け出る方の身分証明書 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど ●届け出る方の印鑑 ●同一世帯員以外の方が届け出る場合は委任状が必要 ●印鑑登録証、国民健康保険証、福祉医療受給資格者証など、町で交付されたもの

※転出届のみ、郵送による届出も可能です。

◆転居届◆ 住み始めた日から14日以内

届出人	本人または同一世帯の方
お持ちいただぐもの	<ul style="list-style-type: none"> ●転居する方全員の個人番号通知カードまたは個人番号カード ●届け出る方の身分証明書 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど ●届け出る方の印鑑 ●同一世帯員以外が届け出る場合は委任状が必要 ●国民健康保険証、福祉医療受給資格証、介護保険証など、町で交付されたもの。

※印鑑登録証は自動的に住所変更されますのでそのまま使えます。

印鑑登録

町民生活課 住民係 ☎82-2245



印鑑登録

対象 町に住民登録があり、満15歳以上の人（成年被後見人を除く）

概要 印鑑登録証明は、引っ越し等で市町村間の住所が異なる場合に新たに登録が必要となります。印鑑登録は原則、本人が直接申請します。

○お持ちいただくもの

- 登録する印鑑
- 顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

※身分証明書がない方は、保証人（町で印鑑登録している方に限ります）と一緒に越しください。（保証人の方は、登録印鑑・印鑑登録カード・身分証明書が必要）

○登録する本人が来庁できない場合

役場に来庁できない旨を連絡してください。必要な書類を送付します。

印鑑登録証明書

対象 印鑑登録証（カード）をお持ちの本人または代理人の方

概要 印鑑登録証（カード）をご持参のうえ、役場窓口で手続きしてください。交付手数料は、1通につき300円です。

※印鑑登録証（カード）を忘れるか交付できません。

※印鑑登録証（カード）や登録印鑑を紛失したときは、廃止の手続きを行い、再度登録が必要になります。

パスポート

町民生活課 住民係 ☎82-2245



対象 町に住民登録がある方
町に通勤・通学をしている方
(事前に問い合わせが必要です)

概要 町在住の方は役場窓口でパスポートの申請ができます。

○お持ちいただくもの

- 一般旅券発給申請書（申請書は窓口にあります）
- 戸籍謄本1通（申請日前6か月以内に発行されたもの）

・写真（縦45mm、横35mm）1枚（申請日前6か月以内に撮影されたもの）

・申請者の身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

・前回取得したパスポート（お持ちの方）

※紛失された場合は紛失届が必要です

※必要な書類の詳細は役場窓口の「旅券（パスポート）申請のご案内」をご確認ください。

○旅券の受け取り

パスポートは土日祝日及び年末年始を除いて、不備がない場合に申請日から6日目に受け取れます。必ず申請者が受け取りに来てください。受け取りの際に、申請時にお渡しする「旅券引換書」及び「手数料（収入印紙、群馬県証紙）」が必要です。

○手数料一覧

旅券の種類	申請日現在の満年齢	収入印紙	群馬県証紙	合計
10年旅券	18歳以上	14,000円		16,000円
5年旅券	12歳以上	9,000円	2,000円	11,000円
	12歳未満	4,000円		6,000円

○受付・交付時間

平日9:00～16:00まで（祝日及び祭日は除く）

マイナンバー制度

町民生活課 住民係 ☎82-2245

概要 マイナンバーカードは住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー（12桁の個人番号）が記載された顔写真及びICチップ付きのカードです。公的な本人確認書類として利用できるほか、電子証明書を利用した証明書コンビニ公布サービスやe-Tax等の電子申請など、様々なサービスにご利用できます。

○マイナンバーカード

初回の交付は当面の間、無料です。紛失等で再交付を希望される場合は、1,000円が必要（ただし、電子証明書が不要な方は800円）です。

各種証明書発行（手数料）

町民生活課 住民係 ☎ 82-2245



概要 虚偽の届出を防止するために役場窓口において、本人確認が法律で定められています。本人確認が必要となる届出及び証明書請求等は以下のとおりです。

◎本人確認

基本的には官公署発行の顔写真入り本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）で確認させていただきます。顔写真がないものは複数の提示が必要です。

◎住民票・印鑑登録証明書・戸籍関係の発行

証明書の種類	手数料	申請できる方・注意事項
住民票の写し		・申請できる人は、原則として本人または同一世帯員・申請者の本人確認書類が必要
住民票記載事項証明書	1通 300円	・印鑑登録証（カード）が必要 ※申請者の本人確認書類は不要
印鑑登録証明書		
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	・本籍地の市区町村で発行・申請できる人は、原則として、本人または配偶者、直系の親族（親・子など）・申請者の本人確認書類が必要
改正原戸籍謄・抄本		
戸籍の附票の写し		
身分証明書	1通 300円	・申請できる人は、本人のみ・申請者の本人確認書類が必要
独身証明書		

※「申請できる方」以外からの請求は、委任状と代理人の本人確認書類が必要

コンビニ交付サービス

町民生活課 住民係 ☎ 82-2245

税務課 住民税係 ☎ 82-2247



概要 マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から住民票等の証明書を取得出来るサービスです。町内のコンビニだけでなく、全国のコンビニ交付対応店舗で証明書が取得出来ます。

※長野原町役場、応桑郵便局にもマルチコピー機を設置しています。

◎利用可能時間

午前 6時30分～午後 11時

※年末年始、システムメンテナンス日を除く。

◎サービスの利用に必要なもの

①マイナンバーカード

②利用者署名用電子証明書の暗証番号（数字4ケタ）



税金

個人町民税

税務課 住民税係 ☎ 82-2247



対象 町民税は、毎年1月1日現在、町内在住者で前年中に所得がある方（対象となる方には併せて県民税の納付があります）

概要 町民税には、均等割と所得割があり、その合計額が年税額となります。

◎均等割

一定の所得のある方に負担していただきます。町民税3,000円（基礎課税分3,000円）、県民税1,700円（基礎課税分1,000円+ぐんま緑の県民税700円）、国税1,000円（森林環境税1,000円）です。ただし所得や扶養状況などによって、非課税の場合もあります。

◎所得割

所得に応じて負担していただきます。計算式は原則として以下のとおりとなります。

(所得-所得控除) × 税率 - 税額控除

※この課税額は、令和6年度現在のものです。



固定資産税

税務課 固定資産税係 ☎ 82-2247



対象 固定資産税は、毎年1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産（事業用の機械・器具・構築物など）を所有されている方

概要 普通徴収により、5月、7月、9月、12月の4回に分けて納めてください。都市計画税は課税されません。

◎税率／固定資産税額=課税標準額×税率1.4%

税率は、土地・家屋・償却資産ともに、100分の1.4で、これを課税標準額にかけたものが固定資産税額となります。ただし、課税標準額の合計額が、土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満の場合は課税されません。

◎家屋を取り壊したとき

未登記の家屋を取り壊したときは、取り壊した年内に固定資産税係に未登記家屋滅失届を届出してください。届出がないと家屋がないにもかかわらず課税される場合があります。なお、登記されている家屋は、前橋地方法務局中之条支局で手続きしてください。

◎未登記家屋の所有者が変更になったとき

未登記家屋の所有者が変わったときは、所有者が変わった年内に固定資産税係に未登記家屋所有者変更届を届出してください。届出がないと旧所有者に課税される場合があります。

◎土地の場所や地番を調べたいとき

税務課窓口において「課税参考図」を請求することにより、場所や地番の確認ができます。なお、正確な位置情報等を確認したい場合は、前橋地方法務局中之条支局で公図を請求しご確認ください。

◎土地や建物の所有者を調べたいとき

前橋地方法務局中之条支局で「登記事項証明書」を請求することにより、土地や建物の所有者を確認することができます。なお、未登記家屋の所有者は町で管轄していますが個人情報の観点により回答ができません。

納税方法と納期

税務課 住民税係 ☎ 82-2247



対象 町民の方

概要 それぞれ納期時期が異なります。期限を守って納付してください。

◎納税方法と納期

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

※納期限は納期月の月末となります（12月は25日）。土日祝日の場合は翌営業日



税
金

◎納税証明書等一覧

税目	種類	請求ができる方	手数料	コンビニ 交付	
固定資産税	評価額証明書	本人（本人以外は委任状が必要）	1通300円	不可	
	評価額通知書（登記専用）		無料		
	公課証明書		1通300円		
	（無）資産証明書		1件閲覧300円+コピー20円/枚		
	課税台帳登録証明書				
	名寄帳の写し				
	課税参考図（注1）	誰でも取得可	1通1,300円		
	住宅用家屋証明書	書類が揃っていれば誰でも取得可			
住民税	所得証明書	同一世帯	1通300円	可	
	所得（課税）証明書			不可	
	所得証明書（児童手当用）			可	
	（法人）所在証明書	誰でも取得可（身分確認は必要）		不可	
	非課税証明書	同一世帯		可	
	課税証明書			不可	
	扶養証明書			可	
納税	納税証明書	車検証があれば取得可	無料	不可	
	軽自動車納税証明書				
	完納証明書	同一世帯	1通300円		
	（法人）滞納処分をしていない証明	法人代表者印要			
	軽自動車標識（ナンバー）交付・廃車	書類が揃っていれば誰でも	無料		

※マイナンバーカードをお持ちで長野原町に住所がある方は、コンビニ交付欄に「可」とある証明書については、ご自身で端末を操作することによりコンビニでの証明書の発行が可能です。

※請求者の本人確認のため、身分を証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証等）をご持参ください。

（注1）課税参考図は、土地の地番・位置を示すものであり、権利関係には使用できません。

国民健康保険税

税務課 住民税係 ☎ 82-2247



対象 国民健康保険に加入している方（被保険者）の世帯主（被保険者でない世帯主であっても、その世帯に被保険者がいる場合は該当となります）

◎税率及び課税額

国民健康保険税の税率及び課税額は、所得割・均等割・平等割を合算して算出されます。

※被保険者に異動があった場合は、月割りで課税されます。その結果により、増減が発生することがあります。

軽自動車税（種別割）

税務課 住民税係 ☎ 82-2247



対象 每年4月1日現在、町内に定置場（車を置くところ）がある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車を所有している方

概要 廃車にするとき、所有者や車体が変更になった場合には申告が必要です。なお、車種ごとの申告場所は下記のとおりです。

◎申告場所一覧

区分	申告場所			
原動機付自転車	50CC 以下 特定小型原動機付自転車含む	役場 税務課 (長野原町大字長野原 1340-1 ☎ 82-2247) 【登録の際に持参するもの】販売証明書または譲渡証明書等 【廃車の際に持参するもの】標識（ナンバー）、標識交付証明書		
	50cc 超 90cc 以下			
	90cc 超 125cc 以下			
	ミニカー			
小型特殊自動車	農耕用	軽自動車検査協会群馬事務所 (前橋市五代町 1047-2 ☎ 050-3816-3109)		
	その他			
軽自動車	乗用車	営業用	軽自動車検査協会群馬事務所 (前橋市五代町 1047-2 ☎ 050-3816-3109)	
		自家用		
	貨物	営業用		
		自家用		
	三輪 660cc 以下			
二輪の 小型自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	関東運輸局群馬運輸支局 (前橋市上泉町 399-1 ☎ 050-5540-2021)		
	250cc を超える	関東運輸局群馬運輸支局 (前橋市上泉町 399-1 ☎ 050-5540-2021)		

保険・年金

国民健康保険

町民生活課 住民係 ☎ 82-2245



対象 全ての方（職場の健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方及び生活保護を受けている方を除く）

概要 国民健康保険（国保）は加入者の皆さんの収入などに応じて保険税を負担し、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように相互に助け合う制度です。世帯の中で出生、死亡、転入、転出、職場の健康保険加入、脱退などの異動が生じた場合、本人または同じ世帯の方がその事由が発生した日から原則14日以内に届け出してください。加入が遅れると遡及して課税されます。社会保険を脱退した後、国保の加入届が遅れる、と該当月まで遡及して国保税を納めなければなりません。

○お持ちいただくもの（運転免許証またはマイナンバーカードなどの本人確認書類は別途ご用意ください）

	届け出が必要な場合	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	町に転入するとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき、その扶養家族でなくなったとき	社会保険離脱証明書等（健康保険の喪失日または退職日が確認できるもの）
	子どもが生まれたとき	父または母の被保険者証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人の方で、3か月以上の在留資格があるとき	在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート
国保を喪失するとき	町から転出するとき	国民健康保険の被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき、その扶養家族になったとき	加入した職場の健康保険証、国民健康保険の被保険者証
	死亡したとき	国民健康保険の被保険者証、喪主の方の通帳
	生活保護を受け始めたとき	国民健康保険の被保険者証、保護開始決定通知書
その他	住所、世帯主、氏名などの変更	
	世帯が分かれたときや、一緒になったとき	国民健康保険の被保険者証
	保険証を紛失したり破損したとき	破損した国民健康保険の被保険者証

葬祭費

町民生活課 住民係 ☎ 82-2245
福祉係 ☎ 82-2246

対象 国民健康保険に加入されている方が亡くなった際に葬祭を行った方

概要 葬祭費の50,000円を支給します（葬儀を行わず、火葬のみを行った場合でも対象となります）。

高額療養費

町民生活課 住民係 ☎ 82-2245
福祉係 ☎ 82-2246

対象 世帯の1か月の医療費が自己負担限度額を超えた方

概要 申請により、超過分の高額療養費が支給されます。診療月の2～3か月後、対象世帯に書類を郵送します。また、入院や外来診療、調剤などで高額な医療費がかかる場合、事前に交付された「限度額適用認定証」または「標準負担額減額認定証」を保険証と併せて医療機関の窓口に提示すると、1か月（1日から月末まで）の保険診療分の支払が自己負担限度額までになります。

※70歳から74歳の方で所得区分が「一般」および「現役並みⅢ」の世帯の方は限度額適用認定証の申請は不要です。

※自己負担限度額は、年齢や所得区分、支給回数により異なります。

※後期高齢者医療制度に加入されている方は福祉係にお問い合わせください。

出産育児一時金

町民生活課 住民係 ☎ 82-2245

対象 国民健康保険に加入されている方で、出産された方

概要 出産育児一時金が世帯主に支給されます。原則として病院などの窓口で申請し、町の国保から直接病院などに支払う仕組み（直接支払制度）になっています。直接支払制度を利用されない場合や差額が発生する場合は役場の窓口で申請が必要です。

○支給額

408,000円
(産科医療保障制度加入機関での出産は420,000円)
※令和5年度から488,000円
(産科医療保障制度加入機関での出産は500,000円)に増額される予定です。

人間ドック補助制度

町民生活課 住民係 ☎ 82-2245
福祉係 ☎ 82-2246

対象 国民健康保険に加入している方で、対象年度の4月1日現在、40歳以上の方

概要 健康管理と疾病予防を推進し、病気の早期発見や早期治療につなげるため、人間ドックの受診費用の一部を助成します。助成金額は受診費用の2/3（上限23,000円）です。例年1月～2月頃に保健センターから郵送される「人間ドック事前申込書」をご覧ください。

※同じ年度で町が実施する特定健診（集団・個別）を受診された場合は、助成の対象となりません。

国民年金

町民生活課 住民係 ☎ 82-2245

対象 20歳以上60歳未満の方で厚生年金（第2号被保険者）に加入していない方

概要 上記の方は国民年金（第1号被保険者及び第3号被保険者）に加入することになります。保険料を納めることによって老後に老齢基礎年金が支給されます。また、傷害を負った時の障害基礎年金や、家族が亡くなられたときに遺族に支給される未支給年金や遺族基礎年金等があります。

○国民年金の届出

下記の場合は届出を行ってください。
職場を辞めたとき・第3号被保険者（配偶者）が扶養から外れた時…（必要な物）基礎年金番号が確認できるもの・社会保険離脱証明書等（資格喪失日が確認できるもの）
被保険者・年金受給者が死亡したとき…未支給年金・遺族年金等手続によって届出場所が異なります。担当課に確認してください。

○国民年金保険料

納付書・口座振替・クレジットカードにより納付できます。納付が困難な場合、保険料の免除・納付猶予制度・学生の場合は学生納付特例制度・産前産後期間の免除制度があります。担当課にご相談ください。

その他年金に関する詳細なお問い合わせ
ねんきんダイヤル 0570-05-1165
渋川年金事務所 0279-22-1614



介護・福祉

紙おむつ等給付事業

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246
社会福祉協議会 ☎ 82-4487



対象 下記のいずれかに該当する方

- ・介護認定の要支援 1 以上
- ・身体障害者福祉法の 3 級以上の障害のある方
- ・療育手帳の判定が A の方

概要 在宅の高齢者、障害者及び介護者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を図るために、紙おむつ等の給付を行います。

◎給付の実施

給付は現物を支給するものとし、社会福祉協議会より依頼を受けた業者が各世帯に配布します。
※給付の限度額は 1 か月あたり 5,000 円です。

高齢者並びに障害者温泉入浴事業

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246



対象 下記のいずれかに該当する方

- ・町に住所があり、65 歳以上の方
- ・町に住所があり、障害者手帳をお持ちの方

概要 65 歳以上の高齢者や障害者が温泉を利用するにより健康や衛生、引きこもり防止など福祉の増進を図ることを目的に、温泉施設利用料の一部を助成します。

温泉利用券は、町民生活課で 50 枚つづりを 5,000 円、20 枚つづりを 2,000 円で販売しています。1 年度に 1 人 200 枚まで購入できます。

※障害者手帳保持の方は、申請により 10 枚綴りの障害者温泉利用券（無料）を 1 年度に 1 回交付します。

◎利用可能施設（令和 6 年 9 月現在）

- ・王湯（川原湯）
- ・ホテルグリーンプラザ軽井沢（嬬恋村）
- ・ホテル軽井沢 1130（嬬恋村）

※施設は、今後変更となる場合があります。



高齢者等配食サービス事業

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246
社会福祉協議会 ☎ 82-4487



対象 下記のいずれかに該当する方

- ・町に住所があり、65 歳以上の一人暮らしの方
- ・または虚弱な二人暮らしの方
- ・町に住所があり、一人暮らしの方

概要 在宅の高齢者、障害者の安否確認や支援を図るために、配食サービス（有料）を行います。

◎事業の内容

毎週水・金曜日（週 2 回）、昼食のご提供となります。
※利用者は、1 食 200 円を負担します。

福祉医療

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246



対象 町に住所があり、医療保険に加入されている方で下表のいずれかに該当する方

概要 こども、障害のある方、ひとり親家庭の母（父）と子を対象に、医療機関等で受診された際に支払う費用を町と県で負担する制度です。認定になると福祉医療受給資格者証（ピンクのカード）が交付されます。

◎対象者と資格要件

対象者	資格要件
こども	・出生から 18 歳（年度末まで）のこども
障害のある方	・身体障害者手帳（1 級・2 級） ・療育手帳（A 判定） ・障害者年金受給者（1 級） ・特別児童扶養手当（1 級） ※所得制限あり
ひとり親家庭	・18 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母・父とその児童 ※事実上婚姻と同様の事情がある場合は対象外です。

（注）福祉医療制度は他法他制度優先としています。他法他制度に基づく公費負担医療制度も利用できる方は、その申請（有償の医師の意見書・診断書等が必要となり、更新手続きも年 1 回程度あります）を行うとともに、受診の際は、当該制度の利用に必要な書類（受給者証等）を保険証、福祉医療受給資格者証とともに医療機関の窓口へ提出してください。

障害者手帳の交付

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246



身体障害者手帳の交付

対象 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永存する障害がある方（障害の程度により 1 級から 6 級までに区分）

概要 身体障害者手帳を交付します。

※手帳の交付までに 3 週間程度かかります。

※手帳交付後、次の場合には手続きが必要となります。

- ・住所や氏名、障害の程度の変更
- ・手帳の紛失や破損
- ・対象者の死亡

療育手帳の交付

対象 知的障害のある方（障害の程度により重度「A」、中軽度「B」と区分）

概要 療育手帳を交付します。

※手帳の交付までに 1 か月程度かかります。

※申請前に判定を受けていることが必要です。

※判定を行う機関は、本人の年齢により異なります。

- ・18 歳未満 → 児童相談所
- ・18 歳以上 → 心身障害者福祉センター

※手帳交付後、次の場合には手続きが必要となります。

- ・住所や氏名、障害の程度の変更
- ・手帳の紛失や破損
- ・対象者の死亡

精神障害者保健福祉手帳の交付

対象 精神疾患のある方（障害の程度により 1 ～ 3 級で区分）

概要 精神障害者保健福祉手帳を交付します。

※手帳の交付までに 2 か月程度かかります。

※手帳の有効期限は 2 年間となっており、期限の 3 か月前から更新の手続きが可能です。

※手帳交付後、次の場合には手続きが必要となります。

- ・住所や氏名、障害の程度の変更
- ・手帳の紛失や破損
- ・対象者の死亡

難聴児補聴器購入支援事業補助制度

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246



対象 下記の全てに該当する方

- ・町内に住所がある 18 歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが 30dB 以上であること
- ・障害が身体障害者福祉法に掲げるものに該当しないと認められた方であること
- ・補聴器を装用することで、言語の習得等において効果が期待できると医師が判断したものであること
- ・世帯の中に町民税所得割の額が 46 万円以上の方がいないこと
- ・労働者災害補償保険法に基づく補聴器購入等の助成を受けていないこと

概要 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して、補聴器購入費用の一部を助成します。



障害者総合支援法

町民生活課 福祉係 ☎82-2246

- 対象** 下記のいずれかに該当する方
- ・身体障害者（肝臓機能障害、難病等により一定の障害がある方も含む）
 - ・知的障害者
 - ・精神障害者（発達障害も対象となります）
 - ・障害のある児童

概要 地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や、障害のある方の日常生活や社会生活を総合的に支援します。サービスには介護給付、訓練等給付、補装具の支給、自立支援医療の4つがあります。

介護給付	
種類	サービス名
介護給付	訪問系サービス
	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス
	短期入所（ショートステイ）
	生活介護
	療養介護
	居住支援系サービス
	施設入所支援

訓練等給付	
種類	サービス名
訓練等給付※	訓練系・就労系サービス
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
	就労定着支援
	居住支援系サービス
	共同生活援助（グループホーム）
	自立生活援助
	宿泊型自立訓練

※原則18歳以上が対象です。

補装具費の支給	
種類	サービス名
補装具	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 視覚障害者の安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障害 補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ） ・肢体不自由 義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、重度障害者用意思伝達装置、電動車いす、歩行器、歩行補助のつえ（T字状・棒状を除く） ・肢体不自由（18歳未満） 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

自立支援医療	
種類	サービス名
自立支援医療	更生医療
	育成医療
	精神通院医療

児童福祉法	
町民生活課 福祉係	☎82-2246
対象	障害のある児童

概要 「児童福祉法」に基づき、日常生活や集団生活に必要な訓練等を行い、発達や自立を支援します。主に、障害のある児童に対し、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活の適応訓練を行う「児童発達支援」があります。

特定疾患等患者見舞金

町民生活課 福祉係 ☎82-2246

対象 町に住所があり、12月1日現在で群馬県が実施する特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病医療、先天性血液凝固因子障害医療の受給者証をお持ちの方またはその保護者の方

概要 特定疾患の患者とその家族の福祉の増進を図ることを目的に支給される見舞金です。

◎見舞金の額
年額36,000円

各種手当・共済制度

町民生活課 福祉係 ☎82-2246

概要 特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済制度、じん臓機能障害者通院交通費補助制度の4つがあります。障害者本人及び扶養している方の前年の所得が一定限度額以上である場合は手当の支給が停止されます。

◎特別障害者手当
対象 下記のいずれかに該当する方

- ・著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方
- ・社会福祉施設等に入所していない方
- ・病院、診療所に継続して3か月を超えて入院していない方

◎手当金の額
月額28,840円（手当金の額は年度により変動。3か月まとめて2、5、8、11月に支給されます）

◎障害児福祉手当
対象 下記のいずれかに該当する方

- ・日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の方
- ・社会福祉施設に入所していない方
- ・障害を支給時事由とする給付を受けていない方（特別児童扶養手当と併給は可）

◎手当金の額
月額15,690円（手当金の額は年度により変動。3か月まとめて2、5、8、11月に支給されます）

心身障害者扶養共済制度

対象 身体障害児（者）（身体障害者手帳1～3級）または知的障害児（者）、精神障害者の保護者の方

- ・加入しようとする方（保護者）の年齢は、65歳未満であること
- ・加入しようとする方（保護者）は、特に疾病や傷害がなく、健康な状態であること
- ・障害者は将来独立自活困難な状態であること

概要 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡または重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

◎掛金月額
掛け金は、加入時の年齢により固定され、2口まで加入することができます。所得により、掛け金の減額または免除の認定があります。

◎給付金
加入者が死亡または重度障害となった場合、月額20,000円（2口加入の場合は40,000円）が支給されます。また、一年以上加入した後に加入者より先に障害のある方が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

◎じん臓機能障害者通院交通費補助制度
対象 じん臓機能障害の身体障害者手帳を所持する方

概要 人工透析療法による医療を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。

◎補助金の額
月額上限2,600円～5,200円（通院距離によって変動します）



思いやり駐車場利用証制度

町民生活課 福祉係 ☎82-2246
社会福祉協議会 ☎82-4487

- 対象**
- ・身体障害者手帳を所持されている方
(等級は以下の表をご覧ください)
 - ・A判定の療育手帳を所持されている方
 - ・1級の精神障害者保健福祉手帳を所持されている方
 - ・高齢者(介護認定を受けた方で要介護1以上の方)
 - ・難病の方(特定疾患医療受給者の方)
 - ・妊娠婦(妊娠7か月から産後6か月の方)

概要 「思いやり駐車場」のステッカーが表示されている近辺の駐車場に駐車することができます。車のルームミラーに利用証を掲示します。

◎身体障害者区分とその等級表

身体障害者区分		等級
視覚障害		1・2・3・4級
聴覚	聴覚障害	(該当なし)
	平衡機能障害	3・5級
音声言語機能障害		(該当なし)
肢体不自由	上肢	1・2級
	下肢	1・2・3・4・5・6級
	体幹	1・2・3・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1・2級 移動機能 1・2・3・4・5・6級
	心臓機能障害	1・3・4級
腎臓機能障害		1・3・4級
呼吸器機能障害		1・3・4級
膀胱又は直腸機能障害		1・3・4級
小腸機能障害		1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級
肝臓機能障害		1・2・3・4級

各種割引制度

町民生活課 福祉係 ☎82-2246

有料道路通行料金の割引

対象 以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳所持者で、自ら運転する場合
- ・第1種の身体障害者手帳及び療育手帳所持者を乗せて、介護者が運転する場合

概要 各高速道路株式会社・各地方道路公社及び地方自治体が管理する有料道路の通行料が半額となります。

※割引を受けるには、事前に役場窓口で申請が必要です。
※有効期限は、申請をした日から2回目の誕生日までです。更新申請(期限の2か月前から可能)の場合は、申請をした日から3回目の誕生日までです。

NHK放送受信料の減免

概要 全額免除と半額免除で対象者が異なります。

◎全額免除

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が町民税非課税である場合

◎半額免除

世帯主が次のいずれかに該当する場合

- ・視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳を所持している場合
- ・1級または2級の身体障害者手帳を所持している場合
- ・A判定の療育手帳を所持している場合
- ・1級の精神障害者保健福祉手帳を所持している場合

シルバー人材センター

社会福祉協議会 ☎82-4487

対象 町に住所があり、原則60歳以上で健康で働く意欲のある方など

概要 「地域社会に貢献したい」、「少しでも収入を得たい」などの方がセンター会員に登録しています。センター会員はご家庭や企業、公共団体などから「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事」を受注し、その仕事を会員に提供することで、会員各人の生きがいづくりと地域社会の発展に寄与しようとする公共的な団体です。人材派遣業や労務提供事業とは違い、センターとお客様の間で請負または委任契約を結びますが、発注者と会員との間に雇用その他の契約を結ばないことが特色です。

心配ごと相談所

社会福祉協議会 ☎82-4487

対象 生活上の心配ごとや悩みごとを抱えている方

概要 町の老人福祉センターで心配ごと相談所を開設しています。会場までお越しできない場合は、自宅まで伺います。事前にお電話にてご相談ください。

◎受付時間

8:30~17:15(土日祝、年末年始を除く)

福祉器具貸出

社会福祉協議会 ☎82-4487

対象 身体が不自由な方

概要 福祉機器の貸出により、日常生活のサポートを図ります。機器を借りる際には申請書の提出が必要です。機器の在庫がない場合もあります。貸出が可能かどうかお問い合わせください。

◎貸し出せるもの

ベッド、マットレス、エアマット、車椅子、杖、松葉杖、歩行器

◎料金

ベッド	1,000円
車イス	500円
その他	200円

※注意事項: 又貸しやその他貸出の趣旨に反する行為があつたときなど、返還していただくことがあります。

生きがいデイサービス

社会福祉協議会 ☎82-4487

対象 町に住所がある方または「要介護」でない方
※上記以外でも利用ができない場合があります

概要 家に閉じこもりがちで介護が必要な恐れのある高齢者に対し、他の利用者との交流で孤立感の解消や積極的な社会参加を図り、介護を必要としない自立した生活の継続を目的としています。

◎料金

1回 500円(昼食持参)

※昼食はご持参にならなくてもお弁当を注文できます。その場合はお弁当代が別途500円かかります。

◎利用回数・時間・地区

利用回数	週1回 または 週2回
利用時間	10:00~14:00
利用地区	火曜日・木曜日 …… 長野原、大津、与喜屋、羽根尾 水曜日・金曜日 …… 川原畑、川原湯、横壁、林、応桑、北軽井沢

※ご自宅付近まで送迎します。





介護保険

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246

対象 40歳以上の方

概要 対象者が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となった場合に費用の一部を支払うことで、サービスを利用できます。サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要そのため、サービスの利用を希望する人は、町の窓口に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行してもらうことができます。申請をしてもらうと、訪問調査の実施と主治医の意見書の入手を行った上で、介護認定審査会にて要支援・要介護度の審査が行われます。認定の結果は、非該当、要支援1～2及び要介護1～5までの段階にわかれ、結果に応じて使えるサービスの種類、限度額が異なります。また、認定の結果は一定期間ごとに見直されるため、認定期間終了にあたり、引き続きサービス利用をする場合は、更新申請が必要となります。

ホームヘルプサービス

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246

対象 在宅で生活する概ね65歳以上の高齢者世帯（一人暮らし及び高齢者のみの二人暮らし世帯等）であって、日常生活において何らかの援助を必要とする方

概要 介護保険の要介護者等と認定されなかった方及び介護保険法が適用とはならなかったが、支援を必要とする方に対する自立型ホームヘルプサービス事業です。また、要介護認定を受けている方についても、介護保険によるサービスで足らない部分を補完するためにサービスを受けることができます。

◎受けられるサービスの内容

名称	サービスの内容
ホームヘルプサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・家事に関する事 食事の世話 衣類の洗濯、補修 居住等の掃除、整理整頓 身の回りの世話 生活必需品の買い物 その他必要な家事 ・相談、助言に関する事 生活、身上に関する事 その他必要な相談 ・その他 通院時の院内介助等

◎費用

費用は、介護保険のヘルパーサービスに準じて月ごとに計算され、費用の1割を利用者負担金として利用者の方が支払います。

地域包括支援センター

地域包括支援センター ☎ 82-2422

概要 地域包括支援センターは、高齢者の生活を支える地域の拠点です。センターには保健師が配置されており、地域の高齢者の皆さまの相談に対応して、安心して暮らすことができるよう支援を行います。認知症、介護やその他の生活上の困りごと、悩みごとなどについて、ご本人・ご家族からの様々なご相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◎地域包括支援センターの業務

・高齢者の相談を受け付けます

高齢者の皆さまが地域で安心してその人らしく暮らせるよう一緒に考え、地域における適切なサービス、機関、制度の利用につなげる支援を行います。

・介護予防を推進します

高齢者の皆さまが自立した生活を継続できるように、一緒に心身の状態や生活状況を見直し、目標とする生活に向けてできる限り要介護状態にならないよう、介護予防の支援や事業を行います。

・高齢者の権利を守ります

安心して日常生活を送れるよう、高齢者の皆さまの権利を守る取り組みをします。たとえば金銭的搾取や詐欺から身を守るための『成年後見制度』の活用をサポートしたり、虐待被害の対応・防止・早期発見などに対応します。

・さまざまな方面から高齢者を支えます

高齢者の皆さまの心身の状態やその変化にあわせて途切れることなくサービスが提供されるよう、介護支援専門員への支援や、地域のさまざまな関係機関との調整を行います。

在宅医療・介護資源施設

地域包括支援センター ☎ 82-2422

概要 町では、医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスの連携を推進しています。

◎医療・介護社会資源施設一覧

施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
居宅介護支援事業所				
からまつ荘	377-1305	与喜屋 1624	82-3223	82-4155
西吾妻福祉病院 居宅介護支援事業所 えがお	377-1308	大津 746-4	80-1100	80-1118
訪問介護（ホームヘルパー）				
からまつ荘	377-1305	与喜屋 1624	82-4150	82-4155
訪問介護 川原湯	377-1302	川原湯 482-13	82-5522	82-5523
ヘルパーステーションぬくもり	377-1411	応桑 1697-6	82-5685	82-5686
ホームケアあすか	377-1308	大津 125-3 211号室	82-5031	82-5032
訪問看護				
西吾妻福祉病院 訪問看護ステーション えがお	377-1308	大津 746-4	80-1117	80-1118
訪問リハビリテーション				
西吾妻福祉病院訪問リハビリテーション	377-1308	大津 746-4	83-7111	83-8032
通所介護（デイサービス）				
からまつ荘	377-1305	与喜屋 1624	82-4150	82-4155
通所介護 川原湯温泉	377-1302	川原湯 482-13	82-5522	82-5523
デイぬくもり	377-1411	応桑 1697-6	82-5685	82-5686
あかりデイサービス	377-1308	大津 230-1	82-1595	82-1596
通所リハビリテーション				
西吾妻福祉病院通所リハビリテーション	377-1308	大津 746-4	83-7111	83-8032
短期入所生活介護（ショートステイ）				
からまつ荘	377-1305	与喜屋 1624	82-4150	82-4155
福祉有償運送				
社会福祉法人 にしあがつま福祉会	377-1305	与喜屋 1624	82-4150	82-4155
長野原町社会福祉協議会	377-1305	与喜屋 1624	82-4487	82-0015
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）				
からまつ荘	377-1305	与喜屋 1624	82-4150	82-4155
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）				
グループホームぬくもりの家	377-1411	応桑 260-6	82-1345	82-1346
有料老人ホーム				
有料老人ホーム 川原湯温泉	377-1302	川原湯 482-13	82-5522	82-5523
サービス付き高齢者住宅				
メゾンぬくもり	377-1411	応桑 1697-6	82-5685	82-5686
病院・診療所				
櫻井医院	377-1304	長野原 1585-1	82-3999	82-3997
長生病院	377-1304	長野原 71	82-2188	82-3854
西吾妻福祉病院	377-1308	大津 746-4	83-7111	83-8032
長野原町へき地診療所	377-1411	応桑 1449-2	85-2259	85-2269
歯科医院				
萩原歯科医院	377-1304	長野原 1275-9	82-3718	
薬局				
宮前薬局	377-1304	長野原 152	82-2046	82-2074
アイン薬局	377-1308	大津 240-7	80-1151	82-3080
ユニスマイル薬局 羽根尾店	377-1308	羽根尾 713-4	83-8300	82-3300
ホソカワ薬局	377-1412	北軽井沢 1924	84-2010	84-4133

健康医療

各種健診（検診）

町民生活課 保健センター ☎82-2422



対象 下記の対象年齢の方

概要 年齢・性別に応じて無料で各種健診（検診）を受診できます。希望調査で受診希望と回答された方に健診（検診）時期に合わせて案内・受診票等を送付します。個別検診の受診を希望される方は、必ず事前申し込みが必要です。

◎がん検診

種類	実施方法	対象者（年度末年齢）	自己負担金	内容
胃がん検診	集団検診	40歳以上	無料	問診・胃部X線（バリウム）検査
大腸がん検診		40歳以上		問診・2日間の便潜血反応検査
肺がん検診（結核検診）		40歳以上		問診・胸部X線検査
乳がん検診	集団検診 個別検診	40歳以上の女性 (前年度受診した方は対象外)	無料	問診・マンモグラフィー
子宮がん検診		20歳以上の女性 (前年度受診した方は対象外)		問診・内診・子宮頸部細胞診
前立腺がん検診	集団検診	50歳以上の男性		問診・血液検査（PSA検査）

◎住民健診・その他の検診

種類	実施方法	対象者（年度末年齢）	自己負担金	内容
特定健診	集団検診	40～74歳 【国民健康保険加入者】	無料	問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察 ※必要に応じ追加検査あり
	個別健診			問診・血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）
いきいき健診	集団検診	75歳以上 【後期高齢者医療保険加入者】	無料	問診・歯、咬合、嚥下状態・口腔衛生、歯周組織の状況 (町内歯科医院にて実施)
	個別検診			
肝炎ウイルス検診	集団検診	40歳		
歯科検診	個別検診	40歳、50歳、60歳、70歳 【国民健康保険加入者】		

相談事業

町民生活課 保健センター ☎82-2422

対象 下記の各種相談を希望する方

◎各種相談

種類	実施方法	対象者	内容
健康相談	個別	希望者	健康づくり全般に関する相談
家庭訪問		希望者（予約制）	ストレス、うつ、認知症等に関する精神科医師による相談
こころの健康相談			

成人予防接種

町民生活課 保健センター ☎82-2422

対象 下記の成人予防接種を希望される方

概要 下記の予防接種を受ける場合、負担額の一部を町が補助します。補助の方法や金額はワクチンの種類、医療機関等によって異なります。

◎成人予防接種

種類	対象者	補助回数
インフルエンザ	接種日時点で65歳以上の高齢者、医師からハイリスク診断を受けている60歳以上の方	年1回
高齢者肺炎球菌	接種日時点で65歳の高齢者および医師からハイリスク診断を受けている60歳以上の方で、これまでに23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方	1回
風しん	平成2年4月1日以前に生まれた方で、以下に該当する方 ・妊娠を予定（希望）している女性とその夫および同居する家族 ・妊娠している女性の夫および同居する家族	1回
帯状疱疹	50歳以上の方	最大2回
新型コロナウイルス	接種日時点で65歳以上の高齢者、医師からハイリスク診断を受けている60歳以上の方	年1回

(R6.9.30時点)

骨髓移植ドナー助成事業

町民生活課 衛生係 ☎82-2246



対象 以下のすべてに該当する方

- ・骨髓等の提供を行った日、または最終同意後に骨髓等の提供が中止となった場合、最終同意をした日に町に住民登録がある方
- ・ドナー休暇制度を設けている職場・団体等に所属していない方
- ・他の自治体等が実施する同種同類の助成金を受けていない方
- ・世帯員全員の町税に滞納が無いこと

概要 白血病や再生不良性貧血等の方に対する骨髓移植による手術や入院等に要した費用の一部を助成します。

◎助成金の額

1日あたり20,000円で、上限は140,000円

※骨髓等移植による通院、入院または面談等の費用

若年がん患者在宅療養支援事業

町民生活課 保健センター ☎82-2422

対象 以下のすべてに該当する方

- ・町に住民登録がある方
- ・対象サービス利用時に、39歳以下の方（利用者が40歳に達する日の前日まで）
- ・他の公的支援制度を受給していない方
- ・末期がん患者の方（医師より一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態と判断された方）

概要 若年末期がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、患者及びその家族の在宅療養にかかる費用の支援します。

◎サービス内容と助成上限

対象サービス	0～19歳	20～39歳
訪問介護 身体介護、生活援助、通院等乗降介助	50,000円／月	80,000円／月
訪問入浴介護		
福祉用具貸与	小児慢性特定疾病	
福祉用具購入	日常生活用具給付	50,000円
介護支援専門員による事業所の紹介・調整等にかかる費用		10,000円／月

◎自己負担

サービス利用料の1割



子育て・教育

妊娠届・母子健康手帳の交付

町民生活課 保健センター ☎ 82-2422



対象 妊娠されている方

概要 医療機関で発行された「妊娠届出書」を速やかに保健センターの窓口へ提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳は、妊娠や出産の経過、小学校入学までのお子さんの成長や予防接種歴などの記録をする大切なものです。妊娠健診・乳幼児健診・予防接種を受けるときや、病気などで医療機関を受診するときは必ず持参しましょう。母子健康手帳と同時にマタニティマークもお渡しします。

※母子健康手帳交付時に、保健師が面談をします。保健師が不在の場合もありますので、事前に来所日をご連絡ください。

妊娠一般健康診査・産婦健康診査

町民生活課 保健センター ☎ 82-2422



対象 妊娠されている方

概要 母子健康手帳の交付時に、妊娠一般健康診査受診票・産婦健康診査受診票をお渡しし、妊娠健診にかかる費用の自己負担額を軽減します。受診票は、群馬県内の委託契約医療機関で使用できます。妊娠健診時に医療機関へ提出してください。受診票は再発行できませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

○転入された方（町以外の市町村で母子健康手帳・受診票の交付を受けた方）

他市町村で交付された未使用分の受診票と町の受診票と差し替えます。

○転出される方

町で交付した受診票は、転出後は使用できません。転出先の市町村で新しい受診票の交付を受けてください。

○県外の医療機関を受診される方

受診票の未使用分に記載されている金額を限度に費用を補助します。申請の際は、母子手帳・領収書・印鑑・振込先口座番号（通帳）・受診票をご持参ください。



妊娠歯科検診の助成

町民生活課 保健センター ☎ 82-2422



対象 妊娠されている方

概要 妊娠期にはホルモンの変化やつわりの影響等で普段よりもむし歯や歯周病が進行しやすくなります。特に歯周病は、悪化すると早産や低出生体重児出産の危険性が高まる等でお腹の赤ちゃんに影響する可能性があります。自分自身のために、安全なお産のために、そして生まれてくるお子さんの健康のために、歯科検診を受けましょう。

○受診方法

お好きな医療機関で受診してください。
※検診受診時に母子手帳の「妊娠中と産後の歯の状態」の頁に記入をしてもらうように伝えてください。

※費用は一度自費でお支払いください。

健診・相談・訪問等

町民生活課 保健センター ☎ 82-2422



名称	対象者	内容
妊婦訪問	妊婦	助産師による訪問指導
両親学級	妊婦およびそのパートナー	年2回、草津町と合同で実施。妊娠中の生活や食事、お産の進み方、出産後の手続き、沐浴等について学習できます。
産婦・新生児乳児訪問	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭	保健師等による訪問指導
新生児聴覚検査受診費用の助成	新生児	新生児聴覚検査受診費用1回分の助成
4・5か月児乳児健診	4・5か月児	内科診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科相談
乳児相談	7・8か月児	身体計測、育児相談、離乳食の試食、栄養相談
11・12か月児乳児健診	11・12か月児	内科診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科相談
1歳6か月児健診	1歳6か月児	内科診察、歯科検診、フッ素塗布、身体計測、育児相談、歯科相談、栄養相談、発達相談（希望者）
幼児歯科検診	2歳児	歯科検診、フッ素塗布、身体計測、育児相談、歯科相談、栄養相談
フッ素塗布検診	2歳6か月児	歯科検診、フッ素塗布、歯科相談
3歳児健診	3歳児	内科診察、尿検査、歯科検診、フッ素塗布、身体計測、育児相談、歯科相談、栄養相談、発達相談（希望者）
3歳児眼科屈折検査	3歳児	家庭での視力検査、屈折・眼位検査
5歳児就学前健診	年度5歳児（年中児）	心理士、理学療法士、作業療法士等による行動観察、発達相談（該当者）

産後ケア事業

町民生活課 保健センター ☎ 82-2422

対象 生後4か月未満の赤ちゃんとお母さん

概要 出産後に安心して子育てができるよう、病院の助産師による授乳や沐浴、育児に関する相談支援や産後のケアが受けられます。

○申込方法

保健センターに申請してください。



子育て世代包括支援センター

町民生活課 保健センター ☎ 82-2422



対象 妊娠・出産・子育てについて相談したい方

概要 妊娠生活を健やかに過ごし、安心して出産を迎え、子育てが行えるように心配ごとを相談できる窓口です。お気軽にご相談ください。

○対応時間

8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）



出産奨励手当支給事業

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2247



対象 出産時において、6か月以上前から継続して町に住所がある当該出生子の父または母
・第3子以降は、出産時に第2子以上を養育している当該出生子の父または母

概要 児童の健全な育成及び福祉の増進に寄与するために、出産時に奨励手当金を支給します。

○手当金

出生子1人につき100,000円とし、第3子以上については出生子1人につき150,000円を支給します。



子育て支援拠点「ここはぴ」

町民生活課 保健センター ☎82-2422
教育課 子ども子育て支援係 ☎82-2029

対象 未就学児とその保護者

概要 同年代のお子さん・保護者の交流や相談ができる場所として利用できます。詳細は、「ここはぴ通信」をご確認ください。

チャイルドシート貸出事業

町民生活課 福祉係 ☎82-2246

対象 町に住民登録がある方

概要 チャイルドシートを貸出しします。貸出し期間は6か月以内（手続きにより延長可能）です。

児童手当

町民生活課 福祉係 ☎82-2246

対象 高校生年代（18歳到達後最初の3月末まで）の児童を養育している方

概要 次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。児童の年齢や保護者の所得状況に応じて支給額や支給の有無が異なります。申請は出生日や転入した日の翌日から15日以内に行ってください。

○支給額

児童の年齢	児童手当の額（一人あたり月額）
3歳未満	15,000円 (第3子以降は 30,000円)
3歳以上高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は 30,000円)

○支給日

偶数月（2、4、6、8、10、12月）の10日

○支給の開始月

原則として、申請の翌月分から支給を開始します。申請が遅れた場合、遡及して手当を支給することはできません。ただし、出生・転入の場合は申請が翌月になってしまって、出生・転出予定日の翌日から15日以内であれば、申請した月分から支給を開始します。

子どもの予防接種

町民生活課 保健センター ☎82-2422

対象 下記の対象期間の方

概要 子どもの予防接種には、集団で実施するものと個別で医療機関を受診していただくものがあります。詳細は個別通知をご確認ください。

○定期予防接種

種類	対象期間	接種回数
ロタウイルス	1回	生後6週～24週未満
	5回	生後6週～32週未満
B型肝炎	生後2ヶ月～1歳未満	3回
小児用肺炎球菌	生後2ヶ月～5歳未満	初回3回 追加1回
五種混合	生後2ヶ月～7歳6ヶ月未満	初回3回 追加1回
BCG	1歳未満	1回
水痘	1歳～3歳未満	2回
麻しん風しん	1期	1歳～2歳未満
	2期	小学校就学前の1年間
日本脳炎	1期初回	生後6ヶ月～7歳6ヶ月未満
	1期追加	1回
	2期	9歳以上13歳未満
二種混合	11歳以上13歳未満	1回
子宮頸がん	小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子	3回

(R6.9.30 時点)

○任意予防接種

下記の予防接種を受ける場合、負担額の一部を町が補助します。補助方法や金額はワクチンの種類、医療機関等によって異なります。

種類	対象期間	補助回数
インフルエンザ	0歳以上13歳未満	年2回
	13歳以上19歳未満（高校3年生相当）	年1回
おたふくかぜ	1歳以上小学校就学前のお子さん	1回

(R6.9.30 時点)





こども園の入園

教育課 子ども子育て支援係 ☎ 82-2029

対象 保育所籍と幼稚園籍で条件が異なります。
 入園日において0歳（10ヶ月程度）から5歳の未就学児で保護者が仕事や病気等のために、家庭で充分な保育ができない児童（保育所籍）
 町内の3歳以上（幼稚園籍）

概要 こども園は町内に中央こども園と応桑こども園の2か所あります。入園には大きく幼稚園籍と保育所籍の2種類あります。幼稚園籍は町内の3歳以上で利用可能です。保育所籍での利用には保育認定が必要です。申し込みの手続きは入園申込書等を教育課または各こども園で入手できます。

◎保育認定

こども園の利用を希望する場合は、保育認定が必要です。認定された場合、町より「支給認定証」を交付します。（こども園の入園申込と同時に申請可）

・中央こども園 ☎ 82-2213
 ・応桑こども園 ☎ 85-2029

◎入園の決定

入園関係書類により、入園の可否を審査し、その結果を保護者宛に郵送します。入園可否の決定発送まで2週間程度かかります。

こども館

こどもひろば「にじいろ」（中央こども館） ☎ 82-3125
 こどもひろば「どんぐり」（浅間こども館） ☎ 090-2309-2668
 教育課 子ども子育て支援係 ☎ 82-2029

概要 こども館とは、小さなお子さんに安全な遊び場を提供すると共に、小学生の放課後の居場所づくりのための施設です。

◎開館日

平日／10:00～18:00
 土曜日／8:30～17:00

◎長期休暇

平日／8:30～18:00

◎有料預かり

平日／8:00～8:30／18:00～18:30
 土曜日／8:00～8:30／17:00～18:00

有料預かりはチケットが必要となります。
 詳しくはこどもひろばへお問い合わせください。

一時保育

教育課 子ども子育て支援係 ☎ 82-2029

対象 0歳児（10ヶ月程度）から就学前の児童

概要 一時保育は、保護者や家庭の事情により、一時的に保育できなくなった児童を、こども園で預かります。希望するこども園に一時保育が可能か否かを確認してください。

◎保育時間

原則8:30～16:30（各こども園共通）

◎利用できる期間

1ヶ月通算で14日以内です。

◎通園方法

保護者による送迎

◎料金

・0歳～2歳児

4時間以内は1,000円、4時間を超える場合は2,000円

・3歳～5歳児

4時間以内は500円、4時間を超える場合は1,000円

※納付書により金融機関窓口または役場窓口でお支払いください。

保育料について（第3子以降3才未満児 補助金と子育てのための施設等利用給付補助金を含む）

教育課 子ども子育て支援係 ☎ 82-2029

概要 保育料は町民税の納税額に応じて変動します。3歳児は国の制度により無償となります。第3子以降3才未満児補助金により、第3子以降で3才未満児の場合、こども園に預けるときの保育料は無償化となります。子育てのための施設等利用給付補助金は、要件を満たしている場合に預かり保育料が軽減されます。

就学時健診

教育課 子ども子育て支援係 ☎ 82-2029

対象 翌年度、小学校入学予定の児童

概要 学校保健安全法に基づき、毎年9月から10月にかけて健康診断を行います。該当する保護者は、7月中に教育課よりお知らせします。

入学記念品贈呈事業

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246

概要 小学校入学時に、記念品を贈呈します。

入学準備記念品贈呈事業

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246

概要 小学校卒業時に、記念品を贈呈します。

児童扶養手当

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246

対象 ひとり親で18歳到達後最初の3月末までの児童を養育している方（父母どちらかが障害の状態にある方も対象となる場合があります）。所得により支給額や支給の有無が異なります。

特別児童扶養手当

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246

対象 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を養育する方（児童の障害の程度により支給額が異なります）。所得により支給の有無が異なります。

母子・父子家庭入学児童記念品贈呈事業

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246

概要 小学校、中学校へ入学する児童がいるひとり親家庭に記念品（体操着の引換券）を贈呈します。

遠距離通学費補助制度

教育課 学校教育係 ☎ 82-2029

対象 町に住所がある遠距離通学の園児・児童・生徒

概要 通学費の一部を町が負担します。

園児：4km以上

児童：4km以上

生徒：6km以上

※公共交通機関を利用する場合は定期又は回数券の代金の1/2

※公共交通機関を利用しない場合は、「長野原町遠距離児童生徒通学費補助金要綱」の別表に定める額となります。

就学援助費

教育課 学校教育係 ☎ 82-2029

対象 町に住所があり、経済的理由で困っている児童生徒の保護者で、下表のいずれかの申請理由に該当する方

概要 学用品費・修学旅行費・校外活動費などを援助します。

申請理由

1. 生活保護を停止又は廃止された
2. 町民税が非課税又は町民税の減免を受けている
3. 個人の事業税の減免を受けている
4. 固定資産税の減免を受けている
5. 国民年金の掛金の減免を受けている
6. 国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予を受けている
7. 児童扶養手当を受けている
8. 世帯更正貸付補助金による貸付を受けている

※すでに認定されている人も、新学年での援助を希望する場合は、申請が必要となります。

各種手続き

教育課 学校教育係 ☎ 82-2029

◎入学通知

1月末までに、入学する児童生徒の保護者に対して、「入学通知書」を送付します。

◎転入学

転入（転居）の届け出をした後、教育委員会へお越し下さい。在籍していた学校が発行する「在学証明書」・「教科書給与証明書」を指定された転校先の学校に提出してください。

◎転校

通学中の学校から交付された「在学証明書」・「教科書給与証明書」を転出先の教育委員会に提示し、指示を受けてください。

長野原高等学校活性化支援事業

教育課 学校教育係 ☎ 82-2029

対象 町に住所があり、群馬県立長野原高等学校に就学する生徒の保護者

概要 経済的支援及び長野原高等学校の活性化並びに地域交通機関の利用促進を図ります。

◎補助金の額

月額 5,000円



学校開放事業

教育課 社会教育係 ☎82-4517

対象 スポーツ活動等を目的とした団体

概要 小学校と中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、健康・体力づくり・生涯スポーツの普及と交流の場として開放します。

○施設概要

各小中学校の運動場、体育館、武道場、柔道場

○開館時間

9:00～16:00 及び 19:00～21:30

○開場期間

4月～3月の平日（お盆及び年末年始期間は原則開放しません）

○利用料

町民の方は、無料

町外の方は、有料

※別途、照明を利用される場合、照明料が必要です。
(料金はお問い合わせください)

○利用申込

施設利用の1ヶ月前より受付

水泳教室

水泳教室事務局 ☎090-1539-5466
教育課 社会教育係 ☎82-4517

対象 水泳教室に興味がある方

概要 学校開放事業の一環として、中央小学校の温水プールにおいて水泳教室を開催しています。

○開講時間

平日15:00～18:00（曜日で開講時間に変動あり）
土曜10:00～12:00

○開講期間

3月～12月20日頃まで

○休講日

毎週木曜日 及び 日曜日、GW及びお盆期間

○受講料

幼児教室、初・中級教室A・Bの場合

週1日／月4回 5,000円

週2日／月8回 7,000円

休会費／2,000円

プール一般開放事業（遊泳）

水泳教室事務局 ☎090-1539-5466
教育課 社会教育係 ☎82-4517

対象 水泳に興味がある方

概要 中央小学校の温水プールを一般開放しています。3歳以上から利用ができ、中学生以下は無料です。なお、遊具等の持ち込みはできません。

○開講時間

平日17:00～19:00（曜日で開講時間に変動あり）
土曜10:00～12:00（一部時間は成人のみ利用可能）

○開講期間

3月1日～12月19日頃まで

○休講日

毎週木曜日 及び 日曜日

○利用料

1回 200円

特定不妊治療費助成事業

町民生活課 保健センター ☎82-2422



対象 下記の条件に全て該当する方

- ・町に住所があり、1年以上居住している方
- ・戸籍法等による夫婦であること
- ・医師が特定不妊治療が必要であると判断した方

概要 医療保険が適用とならない不妊治療のうち、対外受精及び顕微授精を受ける夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成します。

○助成金の額

年度内の特定不妊治療に要する保険診療適用外費用の2分の1に相当する額で、上限は100,000円（1,000円未満切り捨て）

※交付は年度内に1回で、助成の期間は通算して5か年です。

生活・環境

町営住宅

建設課 ☎82-3010



町内には、16箇所、26棟、135戸の町営住宅があります。

	住宅名	戸数及棟数	種類	築年数	間取り	家賃（月額）	共益費（月額）	駐車場料金（月額）
1	川原畠住宅	4棟	W造平屋	8年 (2014年築)	2LDK(18坪)	23,100円 ～39,200円	無	2,000円
2	川原湯団地	8戸	RC2階建	14年 (2008年築)	2LDK(22坪)	20,200円 ～34,400円	2,500円	1,000円／台
3	上湯原団地	5棟	W造平屋	7年 (2015年築)	2LDK(22坪)	24,100円 ～41,000円	無	2,000円
4	林住宅A棟	4戸	S造2階建	14年 (2008年築)	2LDK(15坪)	37,000円 ～47,000円	1,000円	1,000円／台
	林住宅B棟	6戸						
5	中原住宅	3棟	W造平屋	2年 (2020年築)	2LDK(22坪)	50,000円 ～60,000円	無	2,000円
6	横壁団地	8戸	RC2階建	17年 (2005年築)	2LDK(18坪)	18,000円 ～30,700円	2,500円	1,000円／台
7	長野原団地	12戸	RC3階建	18年 (2004年築)	3LDK(23坪)	27,200円 ～46,300円	3,000円	1,000円／台
8	一本松団地	8戸	RC2階建	11年 (2011年築)	2LDK(19坪)	22,700円 ～38,600円	2,500円	1,000円／台
9	羽根尾団地 11号棟	各12戸	RC3階建	31年 (1991年築)	3DK(19坪)	18,500円 ～31,500円	1,150円	1,000円／台
10	羽根尾団地 12号棟			30年 (1992年築)	3DK(19坪)	19,000円 ～32,300円	1,150円	1,000円／台
11	応桑団地 21号棟			30年 (1992年築)	3DK(19坪)	17,400円 ～29,600円	1,500円	1,000円／台
12	応桑団地 22号棟			19年 (2003年築)	3LDK(23坪)	24,100円 ～41,200円	3,000円	1,000円／台
13	新田住宅A棟	1棟	W造平屋	40年 (1982年築)	3DK(22坪)	40,000円	無	2台目1,000円
14	新田住宅B棟	4戸	W造2階建	39年 (1983年築)	1DK(13坪) 3DK(27坪)	25,000円 ～35,000円		
15	北軽井沢団地 31号棟	各12戸	RC3階建	27年 (1995年築)	3DK(22坪)	19,500円 ～33,200円	1,500円	1,000円／台
16	北軽井沢団地 32号棟			21年 (2001年築)	3DK(22坪)	21,800円 ～37,100円	3,000円	1,000円／台

※ W造（木造）、S造（軽量鉄骨造）、RC造（鉄筋コンクリート造）

※築年数・家賃は2022年4月現在



上水道

上下水道課 上水道係 ☎82-3025



水道を利用するとき

事前に上下水道課にお問い合わせください。
次のとおり、届出が必要になります。

◎新設・開始

- ・家を新築するなど新たに水道を新設するときは、申込書の提出が必要です。加入金、量水器代などが必要です。(新設)
- ・休止中の水道を再度使用したい場合、開始の届出を行ってください。(開始)

◎加入内容の変更

- ・一般家庭用から営業用に変更するなど水道の用途が変わること(用途変更)
- ・別荘用で水道を使用していた方が住民登録をされた場合に一般家庭用に変更できます。(用途変更)
- ・水道の所有者・使用者が変わること(所有者・使用者変更)

◎休止(水道権利の継続)

- ・水道の給水を停止します。再度利用する場合、加入金と量水器代等は不要ですが、休止期間は「休止管理料」を請求します。

※北軽簡水は2年以上使用しないことが休止の条件となります。

◎廃止(水道権利の廃止)

- ・水道の給水を停止し、メーターを外します。廃止後に再度水道を使用する場合は、加入金・量水器代等を請求します。

漏水したとき

宅内で漏水した場合は、利用者負担での修理となります。町の「指定給水装置工事事業者」に修理を申し込みください。

※検針票をご確認いただき、前回より大幅に使用水量が増加している場合は、宅内で漏水している可能性があります。

給水装置・水道メーターの管理

ご家庭に引き込まれた給水管と、これに取り付けてある止水栓、メーター、蛇口までの器具は給水装置といいます。

メーターより宅内側の給水装置の新設・修理等は利用者負担となります。

水道メーターは、計量法により8年で交換します。交換費用は町の負担となります。各家庭でも善良なる管理をお願いします。

水道メーターは料金の基礎となる検針に使用するだけではなく、漏水を発見する目安になります。2か月に一度の検針だけでは家庭内で実際に使用されているのか、漏水なのかの判断は難しいです。定期的にメーターと検針票をご確認ください。

水道料金について

①上下水道料金一括請求

「上水道料金」と「下水道料金」の合計額を一括請求します。

※下水道に接続していない場合、上水道料金のみ請求しますが、新たに下水道に接続して利用を開始する場合は、一括請求します。

②偶数月請求

2か月に1度、偶数月に上下水道料金を請求します。

③検針票

使用水量・使用料金や口座振替者には振替日等も記載してお知らせします。

④水道料金の支払方法

・納入通知書

納入通知書をご持参のうえ、以下の窓口にてお支払いください。

*長野原町役場 *ゆうちょ銀行、郵便局

*群馬銀行 *ぐんまみらい信用組合

*東和銀行 *あがつま農業協同組合

*北群馬信用金庫 *各種コンビニエンスストア

*スマートフォンアプリ

※詳しくは納入通知書の裏面をご確認ください。

□口座振替(振替日:偶数月の27日)

上下水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。以下の金融機関で可能です。

*群馬銀行 *ぐんまみらい信用組合

*あがつま農業協同組合 *ゆうちょ銀行、郵便局

口座振替をご利用の方は、ご希望の金融機関の窓口にてお手続きください。

◎加入金(税込) 新設

口径	加入金(円)
13mm	143,000
20mm	220,000
25mm	330,000
30mm	440,000
40mm	660,000
50mm	770,000
75mm	880,000

※町外の方はこの他に加入者負担金あり
(一律 110,000円)

◎量水器(税込) 新設

口径	遠隔式金額(円)	直読式金額(円)
13mm	55,000	24,750
20mm	66,000	33,000
25mm	77,000	44,000
30mm	181,500	134,750
40mm	220,000	143,000
50mm	759,000	
75mm	847,000	

◎中部・東部・北軽簡水道料金(税込)

用途別 料金	基本料金(2か月ごと)		超過料金(円) 1m³につき
	水量	料金(円)	
一般家庭用	20m³まで	1,100	66
農業用 (北軽簡水のみ)	200m³まで	2,420	
別荘用 (北軽簡水のみ)	20m³まで	2,640	110

◎メーター使用料(税込)

口径	直読式(円)	遠隔式(円)
13mmまで	220	550
20mmまで	330	660
25mmまで	440	1,100
30mmまで	880	1,540
40mmまで	1,100	1,980
50mmまで	3,300	4,400
75mmまで	3,740	5,280

◎休止管理料(税込)

中部・東部 年1,320円(月々110円)
北軽簡水 年6,600円(月々550円)

※休止管理料は年度末に一括して請求します。

◎下水道使用料(税込)

用途別 料金	基本料金(2か月ごと)		超過料金(円) 1m³につき
	排水汚水量	料金(円)	
一般用	20m³まで	2,200	110

◎町指定給水装置工事事業者

(有)マルジュン工業	82-2641
(有)金木屋工業	82-2196
(有)吉澤建設(株)	82-2153
坂井工業	82-2084
(有)浅見工務店	82-3365
(株)吾妻浄化槽管理センター	82-2730
(株)豊産業	82-3448
(株)野口工務店	82-2172
(有)佐藤工務店	84-2536
(有)嶋村建設	84-4612
黒田工業(株)	84-2611
(有)佐藤工務店	84-2536
(有)第一工務店	85-2711
岩井建築(有)	85-2850
三貴工業(株)	85-2621

◎町排水工事指定店

(有)金木屋工業	82-2196	(有)第一工務店	85-2711
吉澤建設(株)	82-2153	(株)吾妻浄化槽管理センター	82-2730
坂井工業	82-2084	(株)グランドリサーチ竹内組	82-3923
(有)浅見工務店	82-3365	(株)豊産業	82-3365
(株)吾妻浄化槽管理センター	82-2730	(株)野口工務店	82-3355
(株)松本設備	82-4502	(有)佐藤工務店	84-4612
嶋村建設	84-4612	(有)マルジュン工業	82-2641
黒田工業(株)	84-2611	坂井工業	82-2084
(有)佐藤工務店	84-2536	(株)松本設備	82-4502
(有)第一工務店	85-2711	(株)竹渕	83-2505
岩井建築(有)	85-2850	三貴工業(株)	85-2621
三貴工業(株)	85-2621		

※上記は町内事業者、指定店のみ。全事業者、指定店は町のホームページに掲載しています。

下水道

上下水道課 下水道係 ☎ 82-3026

下水道を利用するとき

下水道へ接続するときには、様々な条件があります。事前に上下水道課にご連絡ください。公共下水道及び農業集落排水に接続する場合は、はじめに「排水設備等新設計画確認申請」を提出していただき、接続可否等の確認が必要です。

下水（公共下水道・農業集落排水）の接続工事をする場合は、町の「指定店」でなければ工事ができません。

下水道使用料

下水道料金は、上水道の使用量をもとに料金を算定し、上下水道料金として請求します。

浄化槽を設置するとき

上記下水道（公共下水道・農業集落排水）が整備されていない一部区域では個人で浄化槽を設置する方へ設置費用の補助を実施しています。

新築を建築予定であるが近くに下水道管が埋設されていない方、現在使用している浄化槽が単独浄化槽、汲み取り式便所で改築をお考えの方はぜひ本補助制度をご活用ください。

補助金を希望する場合は、交付対象となる様々な条件がありますので各工事施工業者へご相談の上、工事着工前に上下水道課下水道係に申請してください。

○補助金交付限度額

浄化槽人槽区分	新設の限度額	転換の限度額
5人槽		315,000円
6～7人槽	210,000円	384,000円
8～50人槽		480,000円

犬及び猫避妊手術等補助制度

町民生活課 衛生係 ☎ 82-2246

対象

- 町に住民登録がある方
- 販売目的でないもの
- 群馬県獣医師会会員である開業獣医師による手術であること
- 犬については登録済みで狂犬病予防注射接種済みであること

概要 飼育している犬・猫の繁殖を抑制し多頭飼育を防ぐため、避妊手術等に要した費用の一部を補助します。

○助成金の額

- 避妊手術（雌）1頭につき 5,000円
- 去勢手術（雄）1頭につき 5,000円

緊急通報装置システム貸出事業

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246

対象

- 下記の条件を全て満たす方
 - 町に住民登録があり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で健康に不安のある方
 - 高齢者ではないが、発作をおこすなど、日常生活に注意を要する方

概要 無料で通報装置を貸出し、利用者に代わって救急車の手配、親族や協力者への連絡してくれます。

○事業の内容

通報装置のボタンを押すだけで、「ALSOKあんしんケアサポート」というコールセンターに繋がり、24時間365日、常に看護師などが常駐し、利用者の緊急時に対応してくれます。また、健康相談にも応じ、定期的に「お伺い電話」を利用者のお宅にかけて安否確認や健康状態のチェックなども行っています。

生ごみ処理機等購入補助制度

町民生活課 衛生係 ☎ 82-2246

対象

- 下記の条件を全て満たす方
 - 町に住民登録がある方
 - 町税滞納の無い方
 - 1世帯あたり1年度に2基まで
(電動式等生ごみ処理機は1年度に1基まで)

概要 環境にやさしい町づくりの一環として、家庭から排出される生ごみを減量するために生ごみ処理機器等の購入費用の一部を補助します。

○内容

「コンポスト容器」または「電動式等生ごみ処理機」の購入

○補助金の額

購入価格の1,000円を超えた額で、上限は20,000円

自動車誤発進防止装置設置費補助制度

総務課 総務係 ☎ 82-2244

対象

- 下記の条件を全て満たす方
 - 町に住民登録があり、満70歳以上の方
 - 自動車運転免許証を保有し、町税等を滞納していない方

概要 高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を図るために、後付けで誤発進防止装置を設置した方に、費用の一部を補助します。補助金の交付回数は、補助対象者1人につき1回です。

○補助金の額

対象経費の3分の2の額で、上限は50,000円（100円未満切り捨て）

○対象となる自動車

- 自家用で、乗用または貨物の用途として使用する普通自動車、小型自動車、軽自動車
- 車検証に記載されている使用者が補助対象者であること
- 町内を使用の本拠としているもの
- 設置業者に依頼し、令和元年12月20日以降に後付けで誤発進防止装置を設置したもの

まちづくり活性化補助金交付制度

未来ビジョン推進課 水源地域振興係 ☎ 82-2229

対象

- 下記の条件を全て満たす方
 - 町づくり事業等を実施する団体
 - 町に住民登録がある方が、構成員の過半数を占める団体
 - 団体に関する規約等が整備されている団体

概要 地域住民等による、町づくり及び地域コミュニティの活性化を目的とした事業を推進するため、町づくり事業等を行う団体に対し、経費の一部を補助します。

○補助金の額

補助対象となる町づくり事業等を実施するのに必要な費用の2分の1で、上限は50,000円（1,000円未満切り捨て）

住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助制度

町民生活課 衛生係 ☎ 82-2246

対象

- 下記システムが対象です。
 - 太陽光発電システム
 - 定置用リチウムイオン蓄電池システム

概要 環境に配慮した家庭での石油や電気の使用量を抑えるために住宅用再生可能エネルギーシステムを設置した際の費用の一部を補助します。

○助成金の額

- 太陽光発電システム
 - 1kWあたり 50,000円で、上限は200,000円（小数点以下第3位を四捨五入、1,000円未満切り捨て）
- 定置用リチウムイオン電池システム
 - 1kW/hあたり 50,000円で、上限は200,000円（小数点以下第3位を四捨五入、1,000円未満切り捨て）

住宅改修等助成金交付制度

建設課 ☎ 82-3010



対象 対象となる工事は以下のとおりです。

- ・工事金額が200,000円以上（消費税を除く）
- ・町に住民登録がある個人事業主または町に本社及び事業所等を有する法人が施工する工事
- ・住宅の修繕、改築、増築等
- ・公共下水道への接続

概要 町民の皆様の生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を促進するため、町内の施工業者によって住宅増築等工事を行う場合に、工事費の一部を助成します。

移住者等向け 住宅改修等助成金交付制度

未来ビジョン推進課 水源地域振興係
☎ 82-2229



対象 下記の条件を全て満たす方

- ・移住者で今後2年以上、使用すること
- ・税金の滞納がないこと
- ・当該工事で他の補助金等の交付がないこと

概要 地域活性化を目的とした移住定住を推進するため、町内の施工業者によって住宅等の増改築等工事を行う者に対して、経費の一部を助成します。1棟につき、1回限りの交付となります。

○内容

空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所を町内施工業者が増改築工事すること

○助成金の額

工事費用の2分の1で上限は200,000円

都市計画、開発

建設課 ☎ 82-3010



概要 町では、都市計画区域が決められており、この区域内にて開発事業等を行う場合には、法律や条例等に基づく手続きが必要となります。

○景観

建設課 ☎ 82-3010



概要 町では、景観法に基づく条例等が定められており、土地の開墾や木竹の伐採等の行為を行う場合、事前に手続きが必要となります。

家財等処分費助成金交付制度

未来ビジョン推進課 水源地域振興係
☎ 82-2229



対象 移住者に空き家として売買又は賃貸借契約をした建物所有者等

概要 地域活性化を目的とした移住定住を推進するため、空き家内にある家財等の処分を行う者に対し、経費の一部を助成します。1棟につき、1回限りの交付となります。

○内容

空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所の家財等の処分を廃棄物処理業者等に委託するための費用、家財運搬のためのレンタカーに係る費用、西吾妻環境衛生センターにおける廃棄物処分に係る費用等

○助成金の額

処分費用等総額の2分の1で上限は100,000円

移住支援金支給事業

未来ビジョン推進課 水源地域振興係
☎ 82-2229



概要 首都圏から町への移住者に移住支援金を支給して移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、首都圏から町への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することが目的です。詳細については、お問い合わせください。

空き家バンク事業

未来ビジョン推進課 水源地域振興係
☎ 82-2229



概要 町の空き家等の有効活用を通して、移住及び定住の促進並びに交流人口の増加による地域の活性化を図ります。詳細については、お問い合わせください。

起業支援事業補助金交付制度

未来ビジョン推進課 観光商工係
☎ 82-3013



概要 町の産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的として、町内で起業する事業者に対し、経費の一部を補助します。

特殊詐欺対策 電話機等購入費補助制度

町民生活課 福祉係 ☎ 82-2246



対象 下記の条件を全て満たす方またはその方の属する世帯員

- ・町に住所があり、65歳以上の方
- ・特殊詐欺電話機等を購入していること
- ・世帯員全員が町税等を滞納していないこと

概要 高齢者の特殊詐欺事件による被害防止を図るため、予防・抑止効果が期待できる詐欺被害防止機能が付いた電話機等の購入設置に対して補助します。

○補助金の額

購入費の2分の1で上限は5,000円（100円未満切り捨て）で、電話機の設置費用、付属品の追加購入費は除きます。

飼い犬に関する手続き

町民生活課 衛生係 ☎ 82-2246



対象 犬を飼われる場合

概要 狂犬病予防法により、生後90日が経過すると、飼い主に犬の登録と1年に1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。愛犬の安否確認や感染症予防に繋がります。登録及び予防注射は必ず受けましょう。

○犬の登録ができる場所

- ・町民生活課
- ・町が実施する狂犬病予防注射の会場
- ・群馬県獣医師会に所属している郡内の動物病院

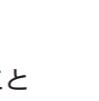
○手数料

- ・登録（鑑札交付）手数料
1頭3,000円
- ・鑑札再交付手数料
1頭1,600円

※犬が他市町村から転入する場合や飼い主が変更する場合にも手続きが必要です。犬が亡くなった場合は町民生活課までご連絡ください。

狂犬病予防注射

町民生活課 衛生係 ☎ 82-2246



概要 町では春と秋の年2回、狂犬病予防注射を実施しています。すでに登録が済んでいる犬を飼われている場合、狂犬病予防注射の案内が郵送されますので、注射を受ける際には必ずご持参のうえ、お越しください。町の予防注射に来られない場合、郡内の動物病院でも対応可能です。詳しくは動物病院へお問い合わせください。

○手数料

- ・狂犬病予防注射料金：
1頭2,950円
- ・狂犬病予防注射済票交付手数料
1頭550円
- ・狂犬病予防注射済票再交付手数料
1頭340円

農林業

農地中間管理事業

農林課 ☎ 82-3035

概要 経営規模を縮小したい農家等から群馬県農業公社が農地を借り受け、扱い手に集約して貸し出す事業です。農地を貸したい方、借りたい方は、農林課にお問い合わせください。

農地の売買・賃借・転用

農林課内 農業委員会事務局 ☎ 82-3035

概要 農地法による農地の売買、賃借は農業委員会の許可が必要です。また、農地を取得できる方は、農家としての要件を満たす必要があります。農地を農地以外の目的で使用したい時は、農地転用が必要となり、県知事の許可が必要です。詳細は農業委員会事務局にお問い合わせください。

農業者年金制度

農林課内 農業委員会事務局 ☎ 82-3035

概要 農業に従事する60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方ならどなたでも加入できます。農地を持たない配偶者や後継者等の家族従事者も加入できます。保険料は、全額、社会保険料控除が受けられます。

狩猟免許取得啓発事業

農林課 ☎ 82-3035

○条件
長野原町猟友会への加入
○補助額
①獵銃所持許可の取得で65,000円
②狩猟免許取得費用（受講手数料）の1/2

電気牧柵等購入費補助制度

農林課 ☎ 82-3035

概要 有害獣による農作物への被害対策のため、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の購入に対し、補助金を交付します。詳細は農林課にお問い合わせください。

森林の伐採届

農林課 ☎ 82-3035

概要 森林を伐採するときは、事前に届出が必要です。

○届出を行う者

原則、森林所有者

○対象となる森林

森林法第5条に規定された地域森林計画の対象となっている民有地

*対象森林かどうか分からぬ場合は、お問い合わせください。

○届出期間

伐採をしようとする90日前から30日前まで

森林の土地の所有者届

農林課 ☎ 82-3035

概要 新たに森林の土地所有者になった者は、その旨を届け出してください。

○届出の対象となる者

新たに森林の土地所有者となった者（個人、法人問わず）

○届出の対象となる事業

売買、相続、贈与、遺贈、土地の交換、譲渡担保、その他の契約、法人の分割や合併等、土地所有者が移転された場合

○届出期間

土地の所有者が移転した日から90日以内

6次産業化等促進支援事業補助制度

農林課 ☎ 82-3035

概要 町の特性を活かした6次産業化による特産品の開発等を推進するための機器等の購入、設置する費用に対して費用の一部を補助します。

林業従事者育成補助制度

農林課 ☎ 82-3035

概要 森林整備を担う人材の確保のため、林業に必要な資格の取得に要する費用や安全装備品等の購入経費の一部を補助します。

議会・選挙・広報・町民相談

議会のしくみ

議会事務局 ☎ 82-3019

概要 町議会は、直接選挙で選ばれた議員10名で構成されており、町の重要な事項について、町民の意思が適切に反映されるよう意思決定を行ったり、執行機関を監視・評価したりします。それぞれ対等の立場に立ち、考え方を出し合いながら町民生活の向上に努めています。議会は、年4回（3月、6月、9月、12月）開催される定例会と、必要に応じて開催される臨時会とがあり、町長や議員から提出された議案や町民の皆さんから提出された請願・陳情などを審議します。また、議会には2つの常任委員会（総務文教・産業建設）と議会運営委員会のほかに、必要な際に設置される特別委員会があります。

○総務文教常任委員会

町財政・社会福祉・民生・教育・その他を所管

○産業建設常任委員会

産業経済・商工観光・地域振興・土木建築・道路河川・上下水道を所管

○議会運営委員会

議会運営・議長の諮問に関する事項・会議規則・委員会条例等を所管

議会の傍聴

議会事務局 ☎ 82-3019

概要 会議がどのように進められているのかを直接見ることができます。なお、傍聴席の数には限りがあります。

議会だより及び会議録

議会事務局 ☎ 82-3019

概要 議会だよりは、年4回発行されています。町のホームページから、議会だより（平成27年7月発行より）及び会議録（平成27年より）がご覧いただけます。

請願・陳情

議会事務局 ☎ 82-3019

概要 請願・陳情は、町議会と町民を直接つなぐ大切な手段です。行政に対して意見や希望があるときに、各区にご相談ください。請願の提出には紹介議員が必要ですが、陳情には紹介する議員は必要ありません。定例会で審議されるのは、前月20日までに受理されたもので、結果は提出者に連絡されます。

行政相談

総務課 総務係 ☎ 82-2244

概要 「行政相談員」が行政の仕事や手続きなどの苦情や意見、要望を聞き、問題解決のお手伝いをします。どこに相談したら良いかわからない問題もお手伝いします。お気軽にご相談ください。役場庁舎で年2回開催します。

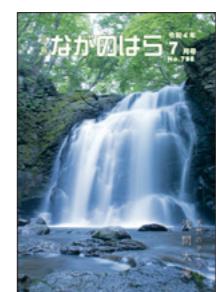
電話での相談

群馬県行政監視行政相談センター ☎ 0570-090110
最寄りの総務省の行政相談窓口につながります。

広報ながのはら

総務課 総務係 ☎ 82-2244

概要 町の広報紙「広報ながのはら」は毎月1回発行しています。町の公式アプリからの閲覧も可能です。





公共施設

長野原町図書室

長野原町図書室 ☎ 82-4519



長野原町図書室は、役場庁舎となりの長野原（長野原町住民総合センター）内にあります。親子連れや子どもに配慮した見通しのよい書籍配置で、明るく居心地のよい空間となっています。

開館日	火曜日～日曜日
開館時間	9:00～17:00
休館日	毎週月曜日、祝日、年末年始、特別整理日（臨時）

＠長野原（長野原町住民総合センター）

教育課 社会教育係 ☎ 82-4517



生涯学習や芸術文化活動などのコミュニティの拠点として利用いただける場所です。

施設概要	大ホール、研修室、創作室、多目的室
開館時間	9:00～21:00
休館日	年末年始
利用料	市民の方は、無料（町に住民票がある方） ※営利目的利用の場合は有料 営利目的利用者及び町外者は、有料（料金はお問い合わせください）
利用申込	市民の方は、4か月前から受付 町外の方は、3か月前から受付

※施設の空き状況をご確認のうえ、所定の申請書を提出してください。

長野原町総合運動場 (若人の館(体育館))

教育課 社会教育係 ☎ 82-4517



生涯スポーツの振興に寄与するため、町民の健康増進及び交流を図る場として利用いただける場所です。

施設概要	野球場、テニスコート、屋内運動場、弓道場
開館時間	9:00～21:00
休館日	年末年始
利用料	市民の方は、無料（町に住民票がある方） 営利目的利用者及び町外者は、有料（料金はお問い合わせください） 別途、照明利用の場合、照明料が掛かります（料金はお問い合わせください）
利用申込	市民の方は、4か月前から受付 町外の方は、3か月前から受付

※施設の空き状況をご確認のうえ、所定の申請書を提出してください。

町民広場

教育課 社会教育係 ☎ 82-4517



施設概要	管理等（多目的室）、多目的運動広場
開館時間	9:00～21:00
休館日	12月から3月まで多目的運動場及び夜間照明、トイレを含む水道は使用できません。公園の遊具は通年利用可
利用料	市民の方は、無料（町に住民票がある方） 営利目的利用者及び町外者は、有料（料金はお問い合わせください） 別途、照明利用の場合、照明料が掛かります（料金はお問い合わせください）
利用申込	市民の方は、4か月前から受付 町外の方は、3か月前から受付

※施設の空き状況をご確認のうえ、所定の申請書を提出してください。

川原畠グラウンド・ゴルフ場

教育課 社会教育係 ☎ 82-4517



生涯スポーツの振興に寄与するため、町民の健康増進及び交流を図る場として利用いただける場所です。

施設概要	8ホール
開館時間	9:00～17:00
休館日	12月1日～3月31日
利用料	市民の方は、無料（町に住民票がある方） 町外の方は、有料（料金はお問い合わせください）
利用申込	施設の空き状況をご確認のうえ、所定の申請書を提出してください。

※施設の空き状況をご確認のうえ、所定の申請書を提出してください。

やんば天明泥流ミュージアム

教育課 やんば天明泥流ミュージアム係 ☎ 82-5150



1783（天明3）年浅間山大噴火にともなう天明泥流と、泥流に呑み込まれた人々の暮らし、縄文時代からの町の歴史・民俗を展示しています。

施設概要	天明泥流体感シアター、常設展示室、テーマ展示室、第一小学校旧校舎
開館時間	9:00～16:30（最終入館 16:00）
休館日	水曜日（水曜日が祝日の場合は翌日休館）、年末年始
入館料	市民の方は、無料（町に住民票がある方） 一般 600円（500円） 小学生・中学生 400円（300円） () 内は 15名以上の団体割引料金 未就学児は無料 障害者手帳などをお持ちの方とその介護者（1名）は半額

※施設の空き状況をご確認のうえ、所定の申請書を提出してください。

北軽井沢ミュージックホール

総務課 人事財政係 ☎ 82-2244



北軽井沢ミュージックホールは、北軽井沢の音楽・文化環境を支える施設として、音楽を学ぶ学生や地域の人々に親しまれています。

施設概要	大ホール、第1分奏室～第4分奏室
開館時間	9:00～22:00 (各施設ごとに開館時間は異なります)
休館日	11月～3月末
利用料	各施設ごとに利用料が異なります。 (料金はお問い合わせください)
利用申込	使用日の半年前から予約できます。 ※電話による予約はできません。

※施設の空き状況をご確認のうえ、所定の申請書を提出してください。

クラインガルテンやんば

未来ビジョン推進課 水源地域振興係

☎ 82-2229

つなぐカンパニーながのはら ☎ 82-5895



クラインガルテンやんばの周辺には、ハッタダム、吾妻渓谷（吾妻峡）、王城山などの雄大な自然や、川原湯温泉などの温泉、スキー場やゴルフ場などの観光施設があります。クラインガルテンやんばに滞在しながら、農業やガーデニングに加え、これらの施設を楽しむことができます。

施設数	10区画 (区画により、総面積が異なります)
利用料	480,000円（年額）
利用申込	随時申し込みできます。空きが出来次第先着順で入居。

※施設の空き状況をご確認のうえ、所定の申請書を提出してください。

長野原草津口駅前駐車場

総務課 人事財政係 ☎ 82-2244



長野原草津口駅前に隣接している駅前駐車場をご活用ください。定期（月極）利用も可能です。

施設名	長野原草津口駅前駐車場
使用料	1時間ごとに100円 (最初の1時間は無料です) 24時間最大1,000円 (24時間以降繰り返し適用されます)
月極	3,500円／1か月
区画数	75台 (普通自動車、小型自動車、軽自動車)
その他	時間利用の場合 ・無人駐車場です。時間利用の場合は、駐車場で駐車券を受け取り、出庫時に駐車時間に応じた料金をお支払いください。 定期利用（月極）の場合 ・事前申請が必要です。総務課人事財政係に書類をご提出ください。

※駐車場内の盗難、災害、事故等については町は一切責任を負いません。
※駐車券を紛失した場合、1日につき、1,000円（1日に満たない場合は1日）をお支払いいただく場合があります。

※定期（月極）利用最初のひと月は途中で駐車場を返還しても、ひと月分の使用料をいただきます。

給食センター

教育課 学校給食係 ☎ 82-2853



地元で採れる食材を積極的に活用し、町の園児・児童・生徒に安全、安心でおいしい給食を提供しています。献立表や給食センターだよりは町ホームページでご確認いただけます。

公共交通

福祉バス

町民生活課 福祉係 ☎82-2246



対象 下記のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方
- ・心身に障害をお持ちの方
- ・その他利用が適当と認められる方

概要 福祉バスは、在宅で生活する高齢者並びに身体障害者の方々の通院のための交通手段の一助とし、在宅での自立した生活の継続を可能とすることを目的に運行しています。

利用料金

無料

1コース	主に与喜屋、大津にお住まいの方
	(与喜屋) 狹之平→萩原→虻籠→本村→下田→団地→ (大津) 坪井→馬場→草木原→勘場木→二軒屋→立石→ 洞口→西吾妻福祉病院→櫻井医院→長生病院→萩原歯科

3コース	主に北軽井沢の群高地区、中心街、甘楽地区、応桑の御所平、小菅、田通、新田（国道の西側）、小代、小宿にお住まいの方
	(北軽井沢) 牧場茶屋→群三、群四地区→中心街→群五地区、甘楽地区→（応桑）御所平→小菅地区→田通地区→応桑団地→小代→小宿→新田→西吾妻福祉病院→櫻井医院→長生病院→萩原歯科

※お住まいの地区とコースにつきまして、詳しくは町民生活課にお問い合わせください。

タクシー利用助成事業

町民生活課 福祉係 ☎82-2246



対象 下記のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方
- ・心身に障害をお持ちの方
- ・自動車運転免許を返納した方
- ・その他利用が適当と認められる方

概要 タクシーチケット（1枚あたり1,000円）を、50枚綴り10,000円、25枚綴り5,000円で販売しています。原則1回の販売につき2冊まで購入できます。

○利用方法

- これから福祉バスの利用を希望される方は、次の手順でご利用ください。
- ①町民生活課に利用登録（※申請書を提出）してください。
 - ②登録後、役場から利用案内（乗車場所及び乗車時間の指定の案内）及び運行日の案内等を郵送します。
 - ③利用する日（毎回）の3日前までに、福祉バスの委託業者（草津観光自動車 ☎0120-37-2450）に電話で予約してください。
 - ④予約後、乗車場所・時間にご集合ください。

（軽井沢町）長野原町～各タクシー会社営業区域内

浅間観光タクシー 0267-45-5264

軽井沢観光タクシー 0267-45-5408

第一交通 0267-42-2221

ますや交通 0267-45-5223

松葉タクシー 0267-42-2181

※状況等で予約をお断りする場合もあります

※営業区域の詳細は各タクシー会社にお問い合わせください

○利用料金

無料

○利用方法

これから外出支援バスの利用を希望される方は、次の手順でご利用ください。

- ①町民生活課に利用登録（※申請書を提出）してください。
- ②登録後、役場から利用案内（乗車場所及び乗車時間の指定の案内）及び運行日の案内等を郵送します。
- ③利用する日（毎回）の3日前までに、外出支援バスの委託業者（浅白観光自動車 ☎0120-108-982）に電話で予約してください。
- ④予約後、乗車場所・時間にご集合ください。

概要 外出支援バスは、在宅で生活する高齢者並びに身体障害者の方々の買い物のための交通手段の一助とし、在宅での自立した生活の継続を可能とすることを目的に平成29年8月より運行しています。

運行コース及び運行日

利用される方がお住まいの地区により、運行コース及び運行日が決まっています。

1コース	主に与喜屋、大津にお住まいの方
	与喜屋→大津→大津商店街→長野原商店街→長野原草津口駅→役場→R145バイパス→大津商店街

2コース	主に北軽井沢の南木山、大学村、大屋原、応桑の狩宿、新田（国道より東側）、三軒屋、堂光原、古森、羽根尾にお住まいの方
	南木山→大屋原→狩宿→新田→堂光原→古森→羽根尾→大津商店街→長野原商店街→長野原草津口駅→役場→R145バイパス→大津商店街

3コース	主に北軽井沢の群高地区、中心街、甘楽地区、応桑の御所平、小菅、田通、新田（国道の西側）、小代、小宿にお住まいの方
	浅間牧場→北軽井沢→栗平→田通→小代小宿→大津商店街→長野原商店街→長野原草津口駅→役場→R145バイパス→大津商店街

4コース	主に川原畠、川原湯、横壁、林、長野原にお住まいの方
	横壁→川原湯→川原畠→林→長野原一本松→長野原貝瀬→長野原商店街→大津商店街→R145バイパス→役場

※各コース、運行日に1便、行きはスタート地点を9:00頃発、帰りは最終地点を11:00頃発で行きと逆ルートで回ります。
※お住まいの地区とコースにつきまして、詳しくは町民生活課にお問い合わせください。

タクシー会社

浅白観光自動車 長野原営業所 ☎82-2288

草津観光自動車 ☎0120-37-2450

長野原町社会福祉協議会案内

社会福祉協議会（社協）とは

『社会福祉協議会は、福祉のまちづくりを進めます！』

「社協」の略称でも知られている社会福祉協議会は、全国すべての市区町村、都道府県、全国の段階に組織され、地域住民、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等とともに、ボランティア活動、地域福祉活動を通じて、誰もが社会から孤立せず、いきいきと安心してその人らしく暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指したさまざまな活動を行っています。

生活困窮者自立相談支援事業

働きたくても働けない、住む所がない、負債や滞納があるなど、生活に関する相談を受け付けています。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、自立に向けた支援を行います。

日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」とは、高齢や障害などによって、一人では日常生活に不安のある方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもので、以下の支援が受けられます。

1. 福祉サービス利用のサポート

高齢者や障害者が「介護保険制度」や「障害者自立支援法」等に基づく福祉サービスを利用する際の情報提供や手続きの支援

2. 金銭管理

医療費や家賃、公共料金の支払い、預金の引き出しなど日常的な範囲の金銭管理

3. 重要書類の管理

通帳や銀行印など重要書類等管理の支援

4. 見守り

生活変化の見守り

生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備するため生活支援コーディネーターを配置及び協議体を設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制構築を図っています。

福祉有償運送

福祉有償運送とは、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サー

長野原町商工会案内

商工会とは

『商工会は、がんばる事業者様を全力で応援いたします！』

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。また、国や都道府県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもあり、小規模事業者のみなさまを支援するために様々な事業を実施しています。もちろん小規模企業施策だけでなく、様々な中小企業施策も実施しています。

商工会の活動

■経営相談

商工会では、経営のことで悩んでいる事業者のみなさまに対し、経営指導員などが様々な課題についてアドバイスを行っています。

経営相談・支援は、商工会の窓口で行うだけでなく、定期的に地域を巡回してアドバイスを行っています。もちろん相談については、秘密は厳守します。

また、群馬県商工会連合会と連携し、専門的な指導が受けられます。

- ・エキスパートバンク制度
- ・経営安定特別相談室

■金融相談

商工会では、みなさまの経営をより安定、向上させるために、金融や信用保証に関する相談や斡旋などを行っています。

特に、事業資金を商工会の推薦により、国民生活金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する「マル経資金融資」は、多くの小規模企業のみなさまに利用されています。

- ・日本政策金融公庫（普通貸付・特別貸付・経営改善貸付など）
- ・群馬県の融資制度（中小企業設備支援資金・小口資金など）

■税務、経理相談

商工会では、税金の各種控除を知りたい、青色申告制度ってなに？など、みなさまのお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで、懇切丁寧にアドバイスを行っています。

また、コンピュータによる記帳代行によって元帳

作成など面倒な記帳業務をあなたに代わってスピーディーに処理します。商工会では、所定の用紙に毎日の取引をご記入のうえ、一ヶ月ごとにまとめて提出いただくだけで、分析した経営データをご提供いたします。経営の近代化に幅広くお役立てください。

■各種共済案内

商工会では、みなさまのために、安心、有利な各種共済、年金、保険制度をご用意しております。加入のご相談・お手続き等お気軽にご連絡ください。

小規模企業共済制度／中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティー共済）／商工貯蓄共済制度／経営者休業補償制度／中小企業PL保険制度／海外PL保険／海外知財訴訟費用保険制度／中小企業退職金共済制度／特定退職金共済／全国商工会員福祉共済／全国商工会情報漏えい保険／商工会の業務災害保険／ぐんま共済（シルクシニア共済／フレンド共済21Ⅰ型／フレンド共済21Ⅱ型／傷害共済／自動車事故費用共済／自動車共済／ファミリー交通傷害共済／ラブ生命共済／火災共済）

長野原町商工会

〒377-1304

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原37-2

TEL:82-2208

FAX:82-2782

<http://www.wind.ne.jp/naganohara/>



公共的な施設 問い合わせ先

地区名	名称	電話番号
川原畠	温井沢桜公園	82-5895 (つなぐカンパニーながのはら)
	ハッ場沢自然公園	//
	なるほど！やんば資料館	83-2560 (利根川ダム統合管理事務所ハッ場ダム管理支所)
	ハッ場ダム	//
	やんば茶屋 (地域振興施設)	なし
川原湯	川原湯温泉 共同浴場 王湯	83-2591 (川原湯温泉協会)
	川原湯駐在所	83-2316
	JR吾妻線 川原湯温泉駅	050-2016-1600 (JR東日本お問い合わせセンター)
	川原湯簡易郵便局	82-1600
	川原湯温泉あそびの基地 NOA(地域振興施設)	82-5250
横壁	地域案内・観光案内	82-5895 (つなぐカンパニーながのはら)
	ハッ場湖の駅丸岩 (地域振興施設)	82-5056
	ハッ場屋内運動場 (地域振興施設)	82-5035
	ハッ場林ふるさと公園	82-5895 (つなぐカンパニーながのはら)
	道の駅ハッ場ふるさと館 (地域振興施設)	83-8088
長野原	長野原観光協会	82-2208 (長野原町商工会)
	長野原町立長野原中学校	82-2064
	JR吾妻線 長野原草津口駅	050-2016-1600 (JR東日本お問い合わせセンター)
	長野原郵便局	82-2345
	長野原・草津・六合ステーション(地域振興施設)	82-1515
大津	長野原町立中央小学校	82-2026
	長野原町立中央こども園	82-2213
	長野原警察署	82-0110
	JR吾妻線 群馬大津駅	050-2016-1600 (JR東日本お問い合わせセンター)
羽根尾	JR吾妻線 羽根尾駅	//
与喜屋	特別養護老人ホームからまつ荘	82-4150
	西吾妻環境衛生センター	82-2736
	群馬県立長野原高等学校	82-2388
	吾妻広域消防長野原分署	82-3119
応桑	長野原町立浅間小学校	85-2249
	長野原町立応桑こども園	85-2029
	応桑郵便局	85-2001
	西吾妻自動車教習所	85-2225
北軽井沢	北軽井沢駐在所	84-2694
	北軽井沢郵便局	84-2001
	浅間山北麓ビジターセンター	86-3000
	浅間家畜育成牧場	84-2074
	北軽井沢観光協会	84-2047
	旧草軽電鉄北軽井沢駅舎	84-2047 (北軽井沢観光協会)



[編集にあたり]

「ながのはらのことなんでも BOOK」は、長野原町にお住まいの皆さまへ、町の地域情報や各種手続きの行政情報などを盛り込んだ町民の暮らしに役立つことを目的としたガイドブックです。

皆さまに、より利便性の高い情報源としてご活用いただけるよう、長野原町と（一社）つなぐカンパニーながのはらと事業者との協働で発行いたしました。

また、「ながのはらのことなんでも BOOK」は、各地区的地域の皆さまのご協力により、全世帯に無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

一般社団法人つなぐカンパニーながのはら

町内の地域活性、観光、交流に関する情報提供や企画提供を行っている団体です。

住所：長野原町川原湯 223-5 川原湯温泉あそびの基地 NOA 内

電話：0279-82-5895 FAX0279-82-5896



◆ 「ながのはらのことなんでも BOOK」に掲載している地域及び行政情報は、令和6年9月末現在の情報となっています。今後、社会情勢等により内容が変更となる場合があります。予めご了承ください。また、行政情報の内容や手続き等でご不明な場合には各担当課までお問い合わせください。

長野原町ガイドブック 2024

令和6年9月改訂版

発行 長野原町

〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340-1

TEL.0279-82-2244 FAX.0279-82-3115

協力 一般社団法人 つなぐカンパニーながのはら

長野原町公式ホームページ



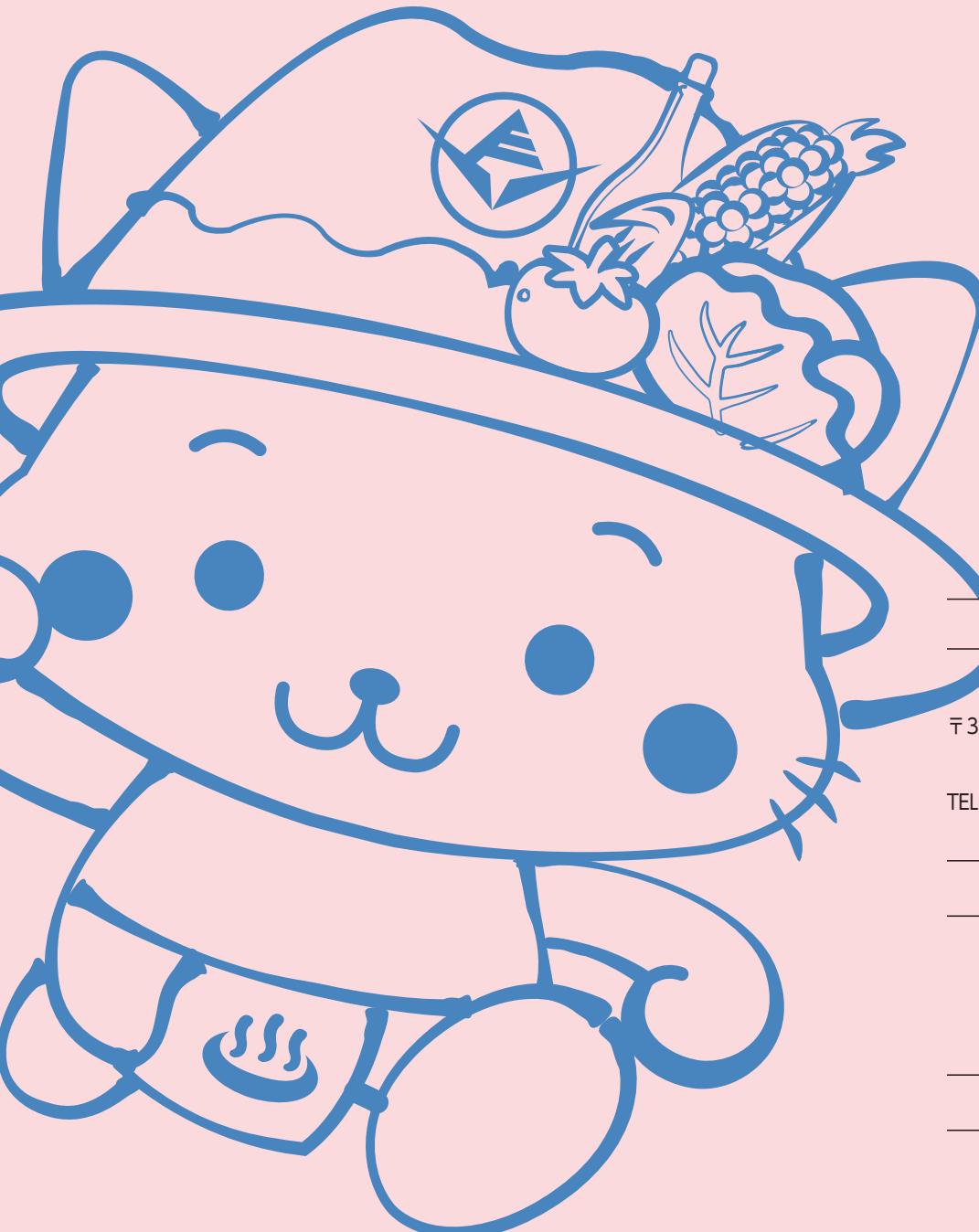
ながのはら
なんでも のこと
Book

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

ながのはら なんでも のこと Book

長野原町ガイドブック 2024



令和6年9月改訂版

発行 長野原町

〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字

長野原1340-1

TEL.0279-82-2244 FAX.0279-82-3115

長野原町公式ホームページ



長野原町公式アプリ

iPhone はこちらから



Android はこちらから

